

平成26年塩尻市議会3月定例会

総務環境委員会会議録

○日 時 平成26年3月12日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

議案第43号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第47号 平成26年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

議案第48号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第52号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正

議案第53号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

陳情3月第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情

○出席委員・議員

委員長	古畑 秀夫 君	副委員長	横沢 英一 君
委員	山口 恵子 君	委員	森川 雄三 君
委員	青柳 充茂 君	委員	柴田 博 君
委員	塩原 政治 君	委員	中原 輝明 君
議長	五味 東条 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明員 連合長野松本広域協議会事務局長 進藤 篤彦 君
連合長野松本広域協議会事務局次長 木下 信幸 君

○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君 事務局次長 石川 忍 君
庶務係長 小澤 秀美 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。それでは、2日目の総務環境委員会、ただいまから開会いたしたいと思います。最初に本日の日程につきまして、副委員長より説明させます。

○副委員長 おはようございます。きのうのこの席です、現場視察のほうをまず委員会継続して現場へ行って、後帰って来て協議会にさせていただくということだったんですが、きのうのお昼のときに、ほかの委員さんたちからもお話がありまして、まず委員会を閉じて、それで、その後協議会を行って、その後現場のほうを見たらいいじゃないかと、こういうことでございましたので、そんなふうにさせていただきたいと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○委員長 そんなことで、よろしく願いをしたいと思います。

議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○委員長 それでは、きのう説明を受けました第2表債務負担行為、第3表地方債、それから歳入全般について説明を受けましたので、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありましたらお願いします。

○柴田博委員 それじゃ、何点かお願いいたします。まず初めにきのうですね、ごみの収集の関係で朝日村から委託料をいただいているということだったんですけど、それは歳入のどこに入っているか教えてもらいたいですけど。ちょっと見た感じでは、どれだかわかんなかったもので。

○生活環境課長 申しわけございません、57ページの一般廃棄物収集運搬等事務受託事業収入のところ、1,141万6,000円でございます。

○柴田博委員 これ全額朝日村からの分ということですか。

○生活環境課長 収集運搬とですね、今回は灰のリサイクルを含めた金額になっております。

○柴田博委員 はい、わかりました。

○委員長 続けてお願いします。

○柴田博委員 あと23ページの真ん中あたりの総務使用料のところ、駐車場使用料90万円というのがある

んですけど、これはどこの駐車場をどういうふうに貸してるやつなのか、もしわかったらお願いします。

○企画課長 こちらにつきましては、奈良井駐車場の使用料でございます。

○柴田博委員 これは、奈良井駐車場のやつが、総務使用料にどういう形で入るわけですか。

○企画課長 こちらの奈良井駐車場はですね、檜川支所のほうで一応管理をしております。その使用料収入については、総務費のほうで受けるということでございます。

○柴田博委員 わかりました。もう1点、25ページの一番下のほうの雇用促進住宅の関係なんですけども、私たまにあそこへ行ってみるんですけども、市営になったところと比べて空き室がふえてるような感じがするんですけど、ここに記載の収入予定3,207万1,000円でやつですけど、前年、前々年と比べてどういうぐあいなのか、もしわかったら。空き状況も含めてお願いします。

○財政課長 空き状況につきましては、この後調べさせていただいて報告をさせていただきます。予算額につきましては、3,207万1,000円でございますけれども、前年の予算額が3,340万8,000円ということで減額にはなっております。

○柴田博委員 もう1点、29ページの真ん中よりちょっと下の住基カードの関係ですけども、180件分見ているようなんですが、実際にこれまでどれくらい発行されていて、どんなふうにご利用されているか、もしわかったら教えてください。

○市民課長 住基カードの発行の件数でございますけども、24年度末で発行累計が2,109件になります。25年2月では、住基カード157件入っております。また、ことしの7月から外国籍の市民の方の住基カードが始まりましたので、7月から2月まで24人の状況でございます。あと住基カードにつきましては、公的個人認定のサービスもございますので、e-Taxを含めまして2月、3月の発行件数が多い状況でございますので、現在のところは税の申告が主なものかなということで解釈をしております。以上です。

○柴田博委員 そうすると、それ以外の利用っていうのは、あまりないということですか。

○市民課長 これまでも監査委員の方からもいろいろ御指摘をいただきましたけども、今のところは利用ございません。ただ、今、マイナンバー制度が27年10月から付番の通知が始まりまして、28年1月から個人カードの発行が入って来ます。この際には、住基カードが10年の期間を設けておりますので、継続的なものは使用するということは言っておりますけども廃止になりますので、28年1月からは、もう住基カードそのものの機能が失われるかなということを考えております。以上でございます。

○柴田博委員 とりあえず、いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 説明資料の、予算概要書でもいいんですが、8ページのですね、収入の関係でございまして、まず法人税が1億7,600万円余ふえるということでございまして、きのうの話では、企業は結構調子がいいというようなことだったと思います。それと固定資産税も1億円くらい増になるわけでございますが、これについては住宅の増というようなことだったんですが、もう少し詳しく教えていただきたいなと思います。特に法人税はそういうことで状況を教えていただきたいというのと、固定資産税についても、当然今までも住宅ふえてたと思うんですが、ことしに限ってこんなにふえたところは、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○税務課長 平成26年度における法人市民税の税収は、予算書にありますとおり7億1,410万円と見込ん

であり、平成25年度の当初予算額の5億3,720万円に対して、1億7,690万円の増額となっております。この要因としましては、平成25年12月末現在におきまして、法人市民税の納税額が当初予算額を約1億5,880万円上回る6億9,600万円に達しているということを考慮いたしまして、平成26年度予算も今年度末までの見込額と同規模を納税いただけるのではないかと推計に基づいて推計したものでございます。これにつきましては、具体的に申し上げますと市内の製造業者1社でございますが、平成25年度、今年度については均等割の300万円のみ納税と見込んでおたわけでございますが、確定申告と予定申告で1億7,400万円ということで、約1億7,000万円ほど納税額がふえた点が大きく寄与しております。

続きまして、固定資産税につきましては、前年度予算に対して1億100万円の増額を見込んでおります。この要因としましては、平成25年度の固定資産税の当初予算4億3,600万円の中で償却資産分を9億400万円と推計しておりましたが、これにつきましても平成25年12月末現在で約7,800万円の増加ということで、9億8,200万円に達する状況でございます。26年度につきましても、同程度と推計した点に平成25年度中に新築された家屋の増加分、今のところ365件を評価してございますけど、消費税の駆け込み需要等で、約10%例年より伸びているという状況を加味して、この金額とさせていただいたものです。よろしくお願いたします。

○副委員長 ありがとうございます。税収が伸びるってことは、本当にありがたいことだと思っておりますので、ぜひよろしくお願したいと思えます。

それともう1点はですね、昨日の条例の改正によって、1号から39号まで改正されるわけですね。そうしたときにどのくらいの、全体で増を見込んでおられるのか、そこら辺はちょっと教えていただければありがたいなと思えます。

○財政課長 今回の条例、規則等も含めまして、例えば規則等には学校給食費の改定も含まれているわけでございますけれども、そうしたことで前年度の使用料等と比較いたしますと、予算額的には1,375万2,000円の増額という状況でございます。ただ、先日も申し上げたとおり、施設によってはその年度の利用者数、この変動がございますので、単純に比較はできないということでお願をいたします。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

○森川雄三委員 合併特例債の関係ですけれどもね、新年度も10億円からの起債をするということでありますが、一般質問で質疑されたかちょっと聞いていなければ申しわけないと思えますが、これで大体どのくらい起債されたのか、約104億円に対して、以前のお話では60%くらいを使いたいというようなお話でありましたけれども大体どのくらいになったのか、あわせて5年延長になったわけでありましてけれども、この5年延長、しっかりとさらに使い切ると言いますか、使うことができるのか、そこら辺に対してお聞きをします。

○財政課長 合併特例債の活用状況につきましては、まず基金につきましては、先日も説明させていただいたとおり100%ここで活用をさせていただきました。その累計額が13億8,920万円でございます。一方建設事業分につきましては、26年度予算ベースで62%程度の充当率となっております。額的に申し上げますと累計で64億4,800万円余ということでございます。なお、5年延長ということで、平成32年度までの活用が可能となっておりますけれども、あと実施計画の中で位置づけられる普通建設事業等、それと各年度の収支状

況を考慮をいたしながら有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○**森川雄三委員** 基本的には5年先の分というのは、まだまだこれから考えていくというお話だと思うんですけども、まだまだ6.2%ということは、40%弱は活用可能なわけですよ。この5年間にですね、思いとしてはいかがなものか。大変有利な起債でありますんで、借金は3割は借金になるわけです、返済はしなきゃいけないわけですけど。ほかの起債を考えればですね、大変有利な起債という中でありまして、こちら辺は思い切って必要な場面は、私は使うべきじゃないかと思うし、もし使わななくて、それが次へ来てですね、大きな投資しなきゃいけないというのであれば、言いかえりゃ、損失って言やあ損失なのかもしれない、考え方の問題かもしれないんですけど。その点はいかがですか。部長でいいですけども。

○**総務部長** 合併特例債につきましてはですね、期間も延長になっておりますんで、現時点では六十数パーセントの執行率というようなことになっておりますから、基本的にはですね、有利な起債でありますから、適債事業があればですね、これを充てていくのが財政運営上でもですね、適切な対応かなというふうに考えております。ただし、基本的に合併特例債は、合併市村のですね、均衡を保つ、あるいは融合を図るような事業への充当ということになってますから、今後の中で、そういったものを適切に見きわめてですね、充てる場合はそういったものに充てていく。これは基本的なことだというふうに考えております。

○**森川雄三委員** もう1点いいですか。両市村のね、いわゆる均衡というお話の中では、これまで檜川の場面は辺地債という場面でほとんど使われている。そっちのが少し、5%くらい有利ですか、合併債よりか。それで使われてきたと思うんですけども、辺地債もこれ、やはり5年延長がされているということで理解してよろしいのか。それと合併債自身を檜川地区で使うということは、やはりそれは考えられない。やっぱり過疎債を使ったほうがいいと、このように考えておられるのか、それだけお願いします。

○**財政課長** 委員おっしゃられたとおり、檜川地区につきましては、過疎債のほうが合併特例債よりも有利でございます。交付税措置率は同じでございますけれども、充当率100%ということでありましたので、これまで檜川地区につきましては、過疎債を重点的に優先して活用させていただいております。ただ合併特例債につきましても、旧両市村の一体性の確保のために活用すべき起債ではありますので、特例債を檜川地区の事業に充当させていくということも考えられるのではないかとこのように思っております。

○**森川雄三委員** いずれにしても上手な使い方ですね、いよいよ檜川も10年目を迎えて、合併以来ですね、本当に1つの市としてなっていくには、やはりぜひ、さらにですね、市民の皆さんに地域、また見直していただきたいなど、こんなようなことも思いますんで、どうかよろしくですね、いわゆる公債の使い方を考えていただきたいと、このようにお願いをしておきます。以上です。

○**委員長** ほかにありますか。

○**中原輝明委員** 23ページの上段だけど、保育料滞納繰越分二百五十何万円とあるんですけども、これはあれ、実際に取れる見込みのあるのか、もう取れる見込みはないが、借金だけ繰り越しに入れてあるのか、その処置っていうのはどういうぐあいにしてるの。それで見直しはどうだか。何件あって。

○**財政課長** 保育料滞納繰越分につきましては、前年度の予算額より30万円ほど減っておりますけれども、内訳につきましては、現時点では把握しておりませんので、これも調べさせていただきまして、対応も含めて後ほど答弁させていただきます。

○中原輝明委員 それで、その見込みがあるかないかというものをここに載せても、だめだと思うんだよね、格好はいいが、収入では。不必要なものはある程度は切らなきゃいけないと思うし、可能性のないものはだめだし。それで、滞納繰り越しの中でこれから徴収できるかできないかって、自信があるかないかってことだ、本当に。このままふやすっきりじゃいけないんでと、俺は思う。それは、後の話でいいし。

もう1つは、ちょっとうんとこれは初歩的なことで笑われるかもしれないが、今、この塩尻市内に自動販売機は公的などこへ設置したのは何件あるの。そして、その内容はどういうぐあいに処置しているか。

○財政課長 何回も恐れ入ります。自動販売機の設置状況につきましても、後ほど答弁させていただきますので、お願いいたします。

○中原輝明委員 それで、これは、それをいろいろとやかく言いたいわけじゃないが、把握してる中で内容がね、今どういうぐあいになっているかっていう、皆さん、内容を知ってて設置させてるか、いないかってこともあわせてわかったら、今言ってくれてもいいけども。これ、全体的な問題なもんでさ。そういうものが出てくるとすりゃ、全体にもまだ出てくりにゃしないかなと、俺も感ずるだ。ちょっといい。もうちょっとつけ加えて、それで各部でそれだけのものをおのおの掌握しているかって、掌握を。ただしてなんでじゃまずいような気もするが。その点については、副市長、そういうことは個々に細かいことだし、知らないって言や、知らないんだがさ。だから今までそんなこと出てきたことはないと思うだよ、今まで、具体的にはね。

○副市長 私の承知している範囲で申し上げますとですね、ちょっと件数はわかりませんが、各公共施設で自動販売機を業者から入れていると。当然、それは入札によってですね、電気料は別にして売り上げの何パーセントを納付をするという契約でやっております。特殊なものがございましてですね、例えばあるメーカーでは、AEDって心臓のあれをですね、寄附をしてもらったり、そういう特殊な例はありますが、基本的には入札によって、使用料になるのかな、あれ、利用料になるのかな。使用料。

○中原輝明委員 ちょっといい。だで、俺の言いたいのは。

○副市長 納入をしてもらっているというふうに承知をしております。

○中原輝明委員 これ、どこへ納入になっている。歳入に入っているかってことを聞きたいんだが。

〔「諸収入」の声あり〕

○中原輝明委員 諸収入だな。それじゃ、もうちょっと進める。奥歯にものを挟んだようなことを言ってもいけないんで、もうちょっとはっきり言うと、これは、1機設置した場合の電気料は幾らかってことを、皆さん調べたことある、電気料。これから、それ以上言ってもいけない、注意して今後やってほしい。もう1回精査して。電気料、莫大だよ、1機、月幾らだか、俺も知らないが。数字は言わない。今後、もう一度精査してやっていただきたいと思います。あとはいいわ。

○委員長 答弁します。

○中原輝明委員 いいわい、その点は。

○財政課長 自販機の電気料につきましては、諸収入のうち雑入になりますので、それぞれ総務費、例えば59ページで申し上げますと、下のほうに自動販売機電気料ということで3万6,000円の計上をさせていただいております。ただこの内訳につきましては、先ほど申し上げましたとおり把握をしておりますので、後ほど御説明をさせていただきます。

○中原輝明委員 よくわかりましたで、そのくらいでおく。ちなみに言うか1つ、もうちょっと、1機小出しにして申しわけないが。いいかい、今のAEDだか、電気のやっつてるので1,700円から2,000円。今までの古いのは、5,000円から6,000円だつてよ、電気料、月に。いいかい。数字でいきやあ幾らでもないわ。7,000円にしたら、10機ありゃ7万円だ。だで、そういうことをこの、今私の言ってるだけの場所じゃなくて、ほかにもそういうものがあるとすりゃ精査してほしいってことを俺は言いたいだ。それ以上に説明しなんでいいで、終わりです。

○総務部長 自動販売機については、それぞれの施設で、それぞれの所管になりますんで、一旦ですね、これ、私の記憶ですが統一、貸せ方ですね、置かせ方とか、そういうことですけれども、統一を図ったこともありますし、電気料については、今申し上げたとおり、目出しで1,000円みたいになってるところもありますけれども、各施設の部分で計上させていただいております。ただ御指摘のように全体的に見てですね、不統一のところがあれば、今後もう1回見直しをして統一できるようにですね、見直しをもう1回やりたいと思います。

○中原輝明委員 総務部長、いよいよ総務部長もあとわずかだからさ。そこで俺の言いたいのは、あんまり皆さん、かばうじゃなくてさ、本気のことを言って、あと本当にしっかりやってほしいっていうか、心を入れ直してやりましょ。そういうぐあいにしなきゃ、あんまり言うと、めった俺が言いたくなるだ。

○総務部長 終わりがけなもんですから、異動のことを申し上げるつもりはさらさらないんで、しっかりとですね、引き継ぎたいと思いますんで、よろしくひとつ。

○委員長 これ電気料、自販機の場合は、電気料は電気料で実費いただいて。

○副市長 そうです。

○委員長 売り上げの部分っていうのは、どういう契約になってる。売り上げに対して何パーセントのバックということですか。

○財政課長 設置料としてこちらに計上してあります。

○副市長 65ページが一番わかりやすい。

○委員長 ほかにございますか。

○財政課長 先ほどの柴田委員さんの雇用促進住宅の入居状況の答弁、させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○財政課長 3月12日現在であります。戸数全部で80ございますけれども、入居が57世帯、空き部屋が23部屋ということでございます。ちなみに昨年の4月につきましては、53世帯が入居しているということなので、それより4世帯増加になったものということでございます。

○柴田博委員 確か市営になったときには、空き世帯が10もいってなかったですよ、4つか5つでしたよね。何かその辺で、何か問題があるわけですか。

○財政課長 原因は把握はしてございません。申しわけございません。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 63ページの商工費の雑入のところに信州Fパワープロジェクト視察資料代というのが、金額が少ないですけどもあるんですけども、これは、塩尻市を窓口にして有料の視察が予定されているということなん

でしょうか。

○**財政課長** 視察に来た場合の資料代として500円の目出し、その5件で、1件当たり10人を見込んでいるということで、目出しをさせていただいたというものでございます。

○**柴田博委員** これは、塩尻市を窓口として視察に来るわけですか。事業者のほうを通してやるんじゃなくて。また、もし実績等あるなら、どんなところが来てるかわかったら、どんなところが来る予定かわかったら教えてください。

○**財政課長** 申しわけございません、どんなところが来るのか、それからどんなところが来たのかということも含めて、後ほど答弁させていただきます。

○**委員長** それじゃ、窓口も基本的にはどこが窓口になるのか、もし受け入れ窓口どこかというようなことも含めて、今後誰かに聞かれた場合に話ができるようにしたほうがいいと思うんで、お願いします。

そのほかございますか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第42号平成26年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第42号平成26年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第43号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○**委員長** 議案第43号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について、説明を求めます。

○**市民課長** 予算書の361ページをお願いいたします。361ページになります。議案第43号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。予算説明資料では15ページから掲載してあります。歳入歳出予算の総額は、第1条にありますよう74億2,480万円の予算につきまして、御審議をいただくものでありますが、前年度予算比4.8%、3億3,800万円余の増となり、毎年予算規模が大きくなっております。なお、この26年度予算総額と大きな制度改正が行われました20年度の予算総額とを比較いたしますと、ここ7年間で実に12億3,700万円余増加しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、381、382ページをお願いいたします。ページ数も多岐にわたっておりますし、内容も複雑でございますので、主な内容につきまして用語の解説等を交えながら説明させていただきます。最初の382ページ、歳出予算上から2つ目の白丸、国保事務諸経費のうち黒ポツの一番下から5つ目上の国保実績システム改修委託料の110万円は、国の調整交付金を算定するシステム改修をお願いするものでございますが、来年、27年1月診療分から高額療養費にかかわる自己負担限度額の見直しが行われます。現行の自己負担額を細分化しますけれども、この制度改正に対応するためのシステム改修費となります。なお、この改修費の全額が国の調整交付金より補填される見込みでございます。

同じページ、一番下の賦課徴収事務諸経費につきましては、左の381ページをごらんいただきますと、囑託

員報酬を含め、前年度予算から300万円余の減額予算としております。これは、本年1月から全庁的に住民情報等の基幹システムの運用にかかわる委託業者がかかったことから、国税税の情報システムの運用にかかわるシステム使用料などの削減が図られたものでございます。

次のページをお願いいたします。383、384ページ、中ほど2款保険給付費につきましては、歳出予算総額の約7割を占め、この予算額の増減によって国保財政に大きな影響が及ぶものでありますが、医療費の支払いに当たります給付費にかかわります予算を一まとめにして、全体的に御説明を申し上げます。最初の白丸の一般被保険者療養給付費からページを2枚めくっていただき、388ページをお願いいたします。388ページ、最初の白丸、退職被保険者等移送費までを医療給付費と呼んでおります。この給付費の一般被保険者と退職被保険者を合わせた全体の予算総額は、記載がございませんが50億9,800万円余、前年度予算から7.0%、3億3,300万円余の増としております。このうち一般被保険者の給付費予算では、25年2月に策定いたしました国保財政健全化指針の見込額とほぼ同額で推移するものと見込んでおりますが、退職被保険者の給付費にありましては、本年度の給付費におきまして入院医療費が大きく増加していることから、この後御審議いただきます第53号議案の本年度会計の補正予算案において、約9,500万円の増額補正を計上するなど、退職者の給付費が大きく伸びている状況がございました。なお、退職者の給付費に対しまして、保険税収入等を除いた10分の10の交付金を受けますので、退職者の給付費が大きく増加しても、現在のところ国保財政への影響は及びませんが、65歳到達により退職被保険者から一般被保険者へと順次切りかわりますので、今後とも加入者一人一人の皆さんの健康づくりを進め、医療費の適正化に結びつくよう努力させていただきます。

次に同じページ、白丸の上から2つ目、出産育児一時金につきましては、前年度予算から5件分の減を見込み95件分の予算計上としております。

その下1つ飛ばして葬祭費では、加入者の高齢化が年々高まる中で、前年予算から10件分を増加し100件分の予算としております。

その下、3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の医療費に対する約40%分をゼロ歳から74歳までの加入者皆さんの保険税により支援するものであります。この支援金は、当該年度に概算で支払い、翌々年度に精算が行われることから、26年度の概算分と前々年度の24年度の精算分を合わせました予算額が9億2,500万円余、前年度予算から約1,500万円余の増となり、見た目ではわずかな増加額となりますが、このうち26年度分の概算分が、前年度予算から3,100万円余の増を見込んでおりますので、後期高齢者の医療費が年々増加する中であって、この支援金の負担が重くなっている状況にございます。

次のページをお願いいたします。390ページ中ほど下、6款介護納付金につきましても、介護サービス費の給付費等に対する約30%分を、介護保険制度の第2号被保険者と呼ばれる40から64歳までの加入者皆さんの保険税により納付するものでありますが、前年度予算比1,200万円余の増と前段の後期高齢者支援金と並んで、いわゆる高齢者世代への仕送りの負担も年々増加している状況にあり、国保財政はもとより加入者皆さんにとりましても大きな負担となっております。

その下の白丸、高額医療費拠出金は、一般被保険者の医療給付費に対しまして、国保連合会が事業主体となり、県内各保険者が拠出金を出し合うことで、都道府県単位で財政調整を行う相互扶助の制度です。1つ目の黒ボツ、高額医療費拠出金は、昭和59年4月から導入されたもので、現在1件80万円を超える医療費が対象となりま

す。その下の黒ポツ、保険財政共同安定化事業拠出金は平成18年10月から導入され、1件30万円を超える医療費を対象としておりますが、この対象医療費を27年度からゼロ円からとして、全ての医療費を対象に都道府県単位での財政調整制度の拡充が図られます。なお、この拠出金と前段の後期高齢者支援金、介護納付金と大きな予算額となりますが、いずれも健全化指針で見込みました額の範囲内におさまっております。

次のページをお願いいたします。392ページ、8款保険事業費の最初の特定健診にかかわります事業費は、健康づくり課で執行しておりますので、健康づくり課長から申し上げます。

○健康づくり課長 今の白丸、392ページでございます。特定健康診査等事業諸経費でございます。予算額6,095万5,000円、前年比で502万3,000円、9.0%の増となっております。増の要因、主なものを申し上げます。下から3つ目のポツ、特定健康診査委託料でございます。塩筑医師会、健康づくり事業団への委託料ということで、5,350万余の委託をしております。この項目につきましては、健診対象者、いわゆる国の基準で申し上げますと40歳から74歳、それに加えてまして市単といたしまして30歳から39歳、なお、平成25年度からは若年層へも健診機会を与えるということで、20代、20歳、25歳の節目でございますけれども拡大をしております。この25年度につきましては、健診は集団健診としてございましたけれども、26年度からは医療機関健診もということで、拡大をさせていただく予定でございます。この項目の予算額5,350万6,000円でございますけれども、この項目で前年比528万円の増、11%増となっております。主な増の要因といたしましては、平成25年度では受診率の目標、国基準で45%ございましたけれども、26年度は50%と、段階的に平成29年度60%見ておりまして、年度ごと約5%の上昇ということで平成26年度は50%増ということで、対象人数が5,900人から26年度は6,400人ということの対象人数の増によりまして、増額となっております。一番下のポツになります、特定健康診査等データ管理委託料、検査にかかわるデータ全てを国保連へのデータ管理を委託しているということで、121万2,000円ということになっております。私からは以上です。

○市民課長 続きましてお願いいたします。同じページ、その下、健康増進事業諸経費の黒ポツ中ほど下、ジェネリック医薬品利用差額通知委託料は、健全化指針に基づきまして本年度から導入したもので、加入者の35歳以上を対象に現在使用する薬をジェネリック医薬品に変えたときの削減額を薬ごとにお知らせするもので、年2回通知しております。本年度は14日以上投薬で、1つの薬で200円以上の差額が発生する方を対象に個別の通知を行いました。26年度におきましては、投薬期間を撤廃するとともに100円以上の差額が発生する方を対象とすることで通知対象者の拡大を図り、調剤医療費の患者負担の軽減と給付費の削減を図りたく計画しているところでございます。

次のページをお願いいたします。394ページ、中ほど9款基金積立金の財政調整基金利子積立金は、本年度会計において平成16年度以来9年ぶりとなる基金保有として、1億円の基金の積み立てを行っておりますので、その積み立てに伴います預金利子に対する基金への積立金となります。歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明に入りますのでページを戻していただいて、369、370ページをお願いいたします。369、370ページ、歳入予算最初の1款国民健康保険税につきましては、農業所得を中心とした課税所得の落ち込みなどを見込む中で、健全化指針による見込額から若干下回るものの、ほぼ指針の見込額と同規模の収入を見込んでおります。また、本年度分の保険税から平均8.77%の引き上げ改定をお願いしたところであ

りますが、本年度会計の決算見通しにおいて、改定時に見込みました保険税収入と低所得者世帯への保険税軽減額を合わせた増収分の1億3,500万円を計画どおり確保できるものと見込んでおります。なお、現在、地方税法の改正として、26年度分の保険税から課税限度額を4万円引き上げるよう要請されております。また、消費税の税率、地方の消費税間がありますので、その財源を活用する中で県と市町村による公費負担、県が4分の3、市が4分の1の公費負担となりますが、これで、低所得者世帯への5割軽減と2割軽減の対象世帯の所得要件等が拡大されますが、いずれも条例改正が伴うことから新年度予算案に反映しておりませんので、改正後に必要に応じて補正計上を行いたく予定しております。

次のページをお願いいたします。372ページ、一番下の5款前期高齢者交付金は、一般被保険者にかかわる65から74歳までの前期高齢者の医療給付に対しまして、被用者保険側の拠出金を財源に財政調整を行う制度として、20年度から導入されております。左の371ページの前年度予算との比較欄をごらんいただきますと、前年予算から4,600万円の減としております。これは、この交付金におきましても当該年度に概算交付され、翌々年度に精算が行われることから、26年度の概算交付分が前年度予算額から1億1,500万円の増を見込むものの、前々年度の精算交付分が前年度予算額から大きく下回るものと見込んでおりますので、概算分と清算分を合わせました予算総額を前年予算からマイナスになるものと見込んでいるものでございます。

次にページを2枚めくっていただき、376ページをお願いします。376ページ、最初の9款1項1目の一般会計繰入金につきましては、最初の黒ポツの保険基盤安定繰入金から、その4つ目下の財政安定化支援事業繰入金まで、保険税軽減相当額や事務諸経費など、法に基づき一般会計から繰り入れをお願いするものでありますが、この繰入金を総称して法定内繰入と呼んでおります。その下の黒ポツ、その他一般会計繰入金は法定外繰入と呼ばれるもので、特定健診などの健康増進事業にかかわる事業費の繰り入れをお願いするほか、健全化指針に基づきまして、25から27年度の3年間にわたり、各年度1億3,500万円の財政支援をいただくようお願い申し上げてありますので、予定どおりの額を一般会計から繰り入れていただきますよう、予算計上をお願い申し上げます。

その下の前年度繰越金の1億4,300万円余は、25年度会計の決算収支見込額として、25年度会計から繰り越しできる見込額となりますが、健全化指針ではこの額を1億5,420万円と見込んでおりますので、現在のところ流動的な要素は多分でございますけれども、25年度会計決算収支見込、さらに26年度予算案におきましても、健全化指針どおりの財政運営ができるものと見込んでおります。以上です。よろしく願いをいたします。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。ございませんか。

○山口恵子委員 382ページの国保実績システム改修委託料のところが高額療養費、27年度から細分化になるということの、先ほど説明がありましたが、高額療養費、今まで多分自己負担分8万円ぐらいでしたが、それがやはり負担が大きいということで、4万円ということも含めて細分化されるということで、そういったことの制度になることにより、市内の対象者がどのくらい恩恵を受けるというか、4万円のほうに移動するのか、その辺いかがでしょうか。

○市民課長 来年の27年1月診療分から変わってきますけれども、現在の70歳未満の高額療養費の自己負担につきましては、上位所得者、これは基礎控除33万円引いた600万円を超える方が上位所得者でございますけ

ども、そこと一般所得者世帯ということで分れております。ちなみに一般所得者では、8万100円が限度になっておりますけども、現在の階層では幅が非常に広すぎるということで、これが27年1月診療分から上位所得者、これが600万円を超える者から901万円までくりまして、2つの階層に分れていきます。また、現在の一般所得者が600万円以下ということで統一されておりますけども、これが210万円から600万円という階層ができますので、非常に細分化が図れるということで、昨年8月に国民会議からも報告がある中で、上位所得者のほうには、ある程度負担をいただいて、低所得者のほうからある程度緩和をしなきゃいけないということで、このようなことで27年から変わってまいりますので、対象者につきましては、ちょっと今のところわかりませんが、これまでの一般所得で言いますと、600万円以下から210万円を超えるということ、階層が分れておりますので、対象者はあまりふえないかなと思いますけども、この範囲がかなり広くなるということで解釈しております。以上です。

○山口恵子委員 それで、その差額分の負担をどこから充当するかということで、その辺で、市の負担割合はどうなるのかお聞きしたいと思います。

○市民課長 現在の予算見てきますと、まず一般療養給付費という予算がございますけども、これは保険者の負担が、例えば3割ですと7割分を負担しております。そのほかに高額療養費という科目がございますので、これは自己負担部分の3割を超えた分を高額療養費の科目から払っております。例えば、現在では一般所得者世帯が8万100円を超えると高額医療費ですので、この部分を市のほうから後ほど償還をしておりますので、高額療養費の科目のほうから8万100円を超えた分を2カ月後に本人の世帯のほうに償還をしているような形の、こういう姿勢をとっております。よろしいでしょうか。以上です。

○柴田博委員 先ほどの説明の中で保険給付費の関係で、プラス7%を見てるということだったんですが、今年度は予想だと思っておりますけども大体どのくらいで、前年度、24年度は実績としてどのくらいだったのか、その辺をちょっと教えていただいて、なぜ7%くらいになるかということが、もしわかれば教えてください。

○市民課長 24年度実績の給付につきましては、一般で見ますとわずか1.7%ほどの増になっておりますけども、25年度につきましては、今のところ一般被保険者では5.0%の増を見ております。これは健全化指針でもほぼ同じ見込額見ておまして、これは24年度は一般被保険者、ある程度おさまりましたけども、診療報酬の改定もございますので、偶数月で診療報酬変えてありまして、改定のあった年度は医療費が上がるというジレンクがありますので、この辺でそのとおりに今上がっておるということで、25年度の給付費は非常に伸びておりますので、その関係で26年度予算も健全化指針どおりの見込額で一般は推移をしようという形でございます。ただ退職は、また補正のほうで申し上げますけども、入院医療費が今非常に伸びておりますので、退職にありましても極めて今、非常に高い状況でございます。以上です。

○柴田博委員 もう1点お願いします。一番初めの361ページのところの第2条というところで、一時借入金の最高額というのが定められているんですけども、これは、この特別会計の中でお金が足りなくなったときに一時借入れをするということなんでしょうか。どういう場合に借りるのか。また、これは1回の借入れの最高額が5億円なのか、それとも年間通して借りる額の合計が5億円なのか、その辺について説明をお願いします。

○市民課長 これの金額は会計から指示をいただいておりますけども、これは地方自治法に定めます限度額を定めるもので、年間の限度額ということで解釈をしておりますけども、財政課長、いいですか。ちょっと、これ確

認とりますね。私、解釈では年間の最高限度額ということで解釈しています。

○委員長 ちょっとわかれば。

○市民課長 後ほどちょっと答弁します。申しわけございません。

○柴田博委員 どういうときに、これを借り入れるのかって。

○市民課長 国保会計は独立の会計でございますので、資金繰りが苦しいときに借り入れをしております。24年度におきましては、2回会計課の指示で借りておりますので、歳入が下回る場合には運用しておりますけども、通常では、一般会計ではプールである程度やっておりますので、一般会計の財源がなくなった段階では、国保のほうで借りるような形で考えておまして、プールでありますけども一応国保会計独立の中で、こういうものを設けてるものがございます。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 国保、この会計の全体の見通しについて、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。先ほど課長も話がありましたけれども、20年からあれしても12億円ということだったんですが、私も当初予算比較で見てもですね、3年間で12億6,500万円くらいふえておりましたので、これからどんどんどんどん、この会計は大きくなっていくのではないかと、そんなふうに苦慮するわけでございます。これは当然お年寄りがふえてくってということですので、それはやむを得ないことだと思うんですが、今の制度の中でですね、大体想定をしてもらってということをお願いしたいと思いますが、何年頃ですね、見通しとしては、この会計がピークになるかというようなことを想定されているのか、まず1点。それとそのときにですね、およそどのくらいの予算になるのか、わかっている範囲で、想定でございます、あくまでも。そこら辺を教えていただきたいなど、こんなふうに思います。

○市民課長 今回健全化指針ということで、25年度から29年度の5カ年間の財政フレームを立てました。その予算額で見ますと、25年度の決算見込みが70億6,000万円ほどの決算に対しまして、5年後の29年度には84億9,400万円、約14億3,100万円ほどの増加を見込んでおります。その中で給付費では約7億2,000万円ふえるものと見込んでおります。これはあくまでも29年度までのシミュレーションでございますけれども、今の御質問をいただきました将来見通しにつきましては、現在、厚生労働省では団塊の世代がこれから順次高齢化を迎えますので、2015年には団塊の世代が65歳となり、急激に高齢化が一気に進んで、今のところ厚生労働省では2025年、平成37年が非常にピークになるんじゃないかと。これは2025年、平成37年には4人に1人が75歳になるということで、今、厚生労働省では、この対策に向けていろんな施策を考えております。それで、いずれにしても委員おっしゃられましたとおり、これから医療費伸びて来ますので、当然一般会計繰入金等影響してきますので、この中で厚生労働省では、去年の10月に国保連合会でKDBというシステム、これは医療のレセプトのデータと特定検診と後期高齢者の健診と、あと介護データを統合した国保総合データベースとしても構築しました。この中で厚生労働省では、去年8月30日に示しました国民の健康長寿を延伸を柱とした施策の取り組みとしまして、このシステムを使って団塊の世代の全てが、75歳になる2025年、平成37年度に向けて介護費を約0.6兆円縮減し、かつ医療費を約2.4兆円縮減、後発医薬品ジェネリックの使用促進を合わせまして、全体で5兆円の削減を図るってことを打ち出しておりますので、国でもピークを迎えます2025年に向けていろんな施策を組んでおりますので、今のところは厚生労働省では、

2025年度が一番社会保障の大きなピークを迎えるんじゃないかなということを考えておりますので、今のところ、ちょっと私どもはそこまではシミュレーションを考えておりませんが、私ども、それに向かいまして、国の方針に従いまして、医療費の適正化に結びつくよう努力させていただきます。以上でございます。

○副委員長 もう1点、お聞きしたいんですが、今、大変だということでございましたが、ピークのときにですね、これもあくまでも予測で結構ですが、一般会計からどのくらい補填しなきゃいけないのかどうか。

それともう1つは、都道府県の広域化という取り組みが、これからされるというようなことも聞いているわけですが、県全体で仮に平準化されたときに、塩尻市は若い都市というふうに言われてますので、私は不利になるのかなと思うんですが、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○市民課長 現在、健全化指針では、5年間のシミュレーションの中で、25、26、27年と3年間の今、税率改定で平均8.77%の引き上げを行いました。この後、28、29年と2段階に分けておりますので、28年度には税率改定は必要ということで、現在の見込みでは、基金1億円を崩す中では、今回並みの9%以内におさまるという見込みの中で、一般会計繰入金は、現在の1億3,500万円くらいの規模でおさまるかなと考えております。しかし、先ほど申したとおり2025年度には大きなピークを迎えますので、今の一般会計繰入金では到底賄えないというものを考えております。具体的な金額はちょっとわかりませんが、私どもも市の財政に影響を与えますので、医療費の適正化に結びつくよう努力させていただきます。

また、2つ目の質問の都道府県広域化につきましては、昨年8月に社会補償制度国民会議の報告書によりますと、29年度を目安に都道府県単位の広域化を進めるということで、今準備を進めております。その影響につきまして申し上げますと、ただいま私ども、今、保険税を25年度、26に引き上げた際には、モデル世代で見ますと県下19市中、上田市に次いで2番目に高い保険税率になっておりますので、平準かかりますと、今2番目で高いですから、県で平均化しますと保険料率が下がってきますので、逆に考えれば今一番高いですので、恐らく多分保険料は下がりますので、影響は少ないものと考えておりますが、ただ、今のシミュレーションの中では、保険料率を決めるに当たりましては、各市町村の医療費に応じて県が標準の税率を定めるということをおっしゃるので、そうしますと私どもも条例に基づいて税率を定めますけれども、私ども医療費高いですので、その辺、どのくらいの影響が出るかっていうのはちょっと見込めませんが、今のところは平準かかれれば保険税のほうは若干減るかなという感触でございます。以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。やはり、こういう特別会計につきましては、国や県の動向もみながらですね、何とか有利な方法で、そういう制度ができたりなんかしたときには取り組んでいただくとか、そういうようなことをしながら努力をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○森川雄三委員 いずれにしてもまだまだね、国保税膨らんでいくわけだけれども、昨年の決算のときにいわゆる健康優良家庭表彰を昨年度廃止したということですね、私に言わせれば、本当に医療機関へかからない家庭に表彰するくらいなことは当然のことじゃないかと思うんですけども、それを検討するというお話だったんだが、この予算には反映されてないが、その点、協議会初めどういうお話だったのか御答弁ください。

○市民課長 森川委員さんからの御意見いただきました健康表彰につきまして、私ども今考えておりますのはですね、今回の健全化指針の中で事業費これからふえてきますので、健康優良表彰廃止をさせていただきました。その辺は御理解をいただきたいということで、金額的にはわずかなものではございますけれども、限られた予算を

有効に活用するというところで、健康表彰については、今のところ復活する予定はございません。ただし、今、国では、例えば特定検診を受けた方に逆に保険税を安くするようなことも、今こういう素案で出ておるんですよね。だから、国そういう医療費適正化に向けたいろんな施策ありますので、その辺をちょっと見ながら健康表彰にかかります健康を維持している方が特典できるようなものも、将来的にちょっと検討させていただくような形で御理解をいただきたいと思います。以上です。

○森川雄三委員 それは新しい制度をね、考えていくっていうのは、それはいつになるかわからんこってね。いずれにしても、きのうもそうだが寄附金をもらって、要するにそこへ返礼金を出すというような考え方から考えればですね、これのほうがとてつもなく大きなあれじゃないかと私は思うし、これ、一緒にしてどうかわからんけどもね、例えば介護を自宅でやって、その慰労金も減らしていくっていうような場面というのを伺っていますね、何か人間性薄れていくなというようにも思えるだよね。こころ辺が優良表彰をする、健康表彰をするってことが、果たしていいかどうかってことは、それはわからんけれども、やはりそれだけ頑張ってるね、昨年あれですか、お話の中じゃ、無理して病院も行かなんてという場面もあるというようなお話もあったんですけども、それだとしてもね、やはり保険料を払って1年間お医者さんにかからなんていたってことは、大変なこれ、何て言うかな、努力とは言わないが、大変なことですよ、これ。これを表彰しなんで、何を表彰するかって私は思うけれどもね。こころ辺、やる気がないっていうお話だで、言ってもいけんかもしんないけれども、もし考えていただくなら再度こころ辺はね、しっかりと私は考えてもらいたいと思いますよ。答弁はいいわい。

○委員長 要望でいいですかね。

○森川雄三委員 部長答弁あるかい。

○市民環境事業部長 前回もそういった御発言と言いますか御意見いただいております。私どもの中でもですね、国保の健全化指針の中で御論議いただきながら廃止してきたという経過がございます。先ほどいろいろ説明させていただいたようにやはり健康づくりについてはですね、国保の特定健診等につきましてもですね、内容等も充実させていただいたりして、財源としてはそういう部分の中にですね、充当させていただいて、まず健康づくりの支援をしてまいりたいと思っております。そういう中で、やっぱり動機づけと言いますかね、健康づくりだとか、あるいはそういった部分動機づけを図っていくとか、とても大切であることは事実だと思っておりますので、いろんなやり方の中で、例えば健康マイレージ制度のようなですね、制度についても議会の中からも御提案をいただいておりますが、そういった方法も、方法論としては幾つかあると思っておりますけども、私どもとしては一般会計の予算の中でも説明させていただいたようなですね、方法を取りながら健康づくりに向けた動機づけ、あるいは健診等の支援、あるいは予防接種等の支援をしてまいりたいというふうを考えて、今回こういった形での予算を編成させていただいたという次第でありますので、御意見いただいた部分についてはですね、受けとめさせていただきながら、今後検討させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 392ページのジェネリック医薬品の利用差額通知の関係ですけれども、26年度についてはこれまでよりも通知出す分をふやすっていうような説明だったと思うんですが、この通知を出すことによって見た人が実際にジェネリック医薬品を使うようになったというような、そういう目に見えるような形での効果っていうのは認められるんでしょうか。その辺についてどういうふうにお考えかお聞かせください。

○市民課長 25年4月調剤分を25年7月に通知をいたしました。その通知対象者が405人に個別に通知をした中で59人、これは10月現在でございますけれども、59人の方が切りかえております。ですから、これが1回ですので、この後また10月調剤分をこし1月に発送しておりますので、大分効果が高いものと考えてます。以上でございます。

○柴田博委員 その切りかえたっていうのは、どういう形でわかるわけですか。実際にどっかから通知が来るわけですか。

○市民課長 このジェネリック医薬品が24年度から試行的に始まりまして、国保連合会の、今、システムが入っております。ですから405人の個別のリストを国保連合会で持っておりますので、これをレセプトとチェックをして、例えば東海林太郎さんがジェネリック医薬品に変えたという、こういうものがありますので、検証するシステムが、今入っております。以上でございます。

○柴田博委員 それは自動的に変えていただいた場合には、市のほうに通知が来るようになっているということではないんです。

○市民課長 個別の名前はわかりませんが、総体的なグラフで出てまいりますので、統計的に毎月月次で調剤分が出てきますので、毎月わかるようなシステムを組んでおります。以上です。

○柴田博委員 はい、いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 国保の健全化の指針に示された内容についてお聞きしたいんですけども、保健師さんが戸別訪問をして適正な医療費についての指導などを行うというようなことが書かれていましたが、その取り組み状況と、あとどんな方を訪問するのかっていう、その対象者をどのように絞っているのか、その2点お聞きしたいと思います。

○市民課長 健全化指針で先ほど申し上げました国保データベースシステムというものが稼働されます。これは、昨年の10月から全国国保連合会中央会で導入しましたけども、今だ、これちょっと不十分なものがありまして、この4月には全面的にこのシステムが構築されるということ聞いておりますので、このシステムを活用しながら介護予防にも役立てていきたいと考えておりますので、今年度はちょっとそういう者は訪問しておりませんが、このシステムを活用する中で、例えば重複受診、これは1カ月間で4つの医療機関を受診されてる方とか、あとは多受診者、診療日数が14日以上で、多受診の方を対象に個別に訪問しながら、こういうシステムを使いながら個別に医療費の適正化につながるよう、保健師、または管理栄養士の中で訪問をいたしたく計画しております。以上でございます。

○山口恵子委員 そうすると国保データベースシステムとセットで保健師さんが対応してくという捉え方でいいのかなというふうに思います。それともう1点、保健師さんが出前講座を地域に出向いて、治療重点から予防重点に変えていくための出前講座を実施するというのも書かれていますが、これもデータベースとの関係の取り組みの一環で、これから始めるっていうことでよろしいですか。

○市民課長 国保連合会でシステムを稼働しますデータベースシステムにつきまして、例えば大きな農業地帯の洗馬の岩垂地区、例えば要介護2になった理由をデータベースシステムで見ますと、例えばこれまでの健診とか医療のデータで抽出できますので、なぜ岩垂地区で要介護2になったかって理由がはっきりしてきますので、こ

れまで一律的な保健指導でしたけども、レベルに応じて、各地域の状況に応じて、それに必要な保健指導とやっ
ていきますので、このデータベースシステムのしっかり分析した上で、保健師の各地区の訪問指導とか、出前講
座もこれに基づきまして予定しておりますので、4月以降、しっかりと分析した上で、26年度中には出前講座
も拡充しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○山口恵子委員 そうしますと保健師さんの活動内容が多岐にわたり、市民サービスの充実が図られるというこ
とだと思うんですけども、その点保健師さんの人材不足というか、仕事の負担がちょっと心配になってくるん
ですけれども、どのような計画、業務内容がふえた場合、保健師さんとのバランスというか、その辺どのよう
にお考えでしょうか。

○健康づくり課長 私のほうから答弁いたしますけれども、今、市民課長から答弁いたしましたとおり、保健師
の役割については、今までの特定検診に関する特定保健指導の部分での地区への訪問、戸別訪問を実施して
おりますけれども、データベースを活用しながら今後強化をしていくということになっております。今、委員さん御
質問の関係の人員の関係でございますけれども、実はこの4月から健康づくり課、組織の再編ということで、今、
健康づくり課3係ございますけれども、これを2係に縮小、統合いたしまして、要は保健師を集中させた保健予
防係、それと健診等の企画立案をする健康支援係というふうに2係に再編をするという予定になっておりまして、
要は集中させるのにつきましては、いわゆる保健師の本来業務、今、委員さんおっしゃったようないわゆる地区
活動、特定検診なり、データベースを用いて地区の特性を分析をしながら出前講座等も含めながら、なるだけ
地区活動、保健活動を強化して、地区へ出て行って地区なりの個別の指導をする。地区のコーディネーター的な
役割を果たしながら保健師の役割、あるいは管理栄養士もそこに加わりますけれども、そういった強化をしてい
くということを、今描いておりますけれども、市役所全体の組織的にいきますと人員増が難しいところでござ
いますけれども、そこら辺は本来業務と事務部門ということで、ある程度すみ分けを持ちながら今できる範囲の中
で、そういった方向でやるということで、4月以降再編の予定をしておりますので、そんな御理解をお願いした
いと思います。

○山口恵子委員 ただいま答弁あったとおり、やはり保健師、または管理栄養士さんの持っている専門性をさら
に発揮できるような仕組み、すごく大事だと思いますので、今後ぜひ、そのような状況でお願いしたいと思
います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

それでは、質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第43号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については、原
案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第43号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については、全員
一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ちょっと短くて申しわけないですが、25分まで休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午後11時25分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。最初に財政課長のほうからお願いします。

○財政課長 先ほど歳入のところでは宿題がございましたので、答弁させていただきます。1つは、雇用促進住宅の入居率は71%でございますが、なかなか入居率が進まない理由につきましては、一概には原因について言うことは難しいんですけども、利用者からの話を聞いたところによりますと、家賃につきましては、一律4万3,500円ということで、他の市営住宅に比べて高いというようなこと。あるいは、入居条件について所得がないと、いわゆる働いていないと入居ができないというようなこと。それから、ほかの住宅等に比べて畳の部屋が多いようございまして、それが直接的な原因とはちょっとわからないんですけども、そこら辺がちょっとネックになっているのではないかとというような担当者のお話でございました。

それと次に、Fパワープロジェクトの資料代の件でございまして、25年度に県外から視察に訪れた件数は46人でございました。26年度につきましては、未定ということでございます。窓口につきましては、県あるいは業者とも調整をした上、市が窓口となって対応をしていきたいということで、500円の単価につきましては、市民交流センターの資料を予算に計上してございまして500円と統一をさせていただいたというものでございます。

それから次に保育料の滞納状況でございまして、24年度の決算におきまして、保育料の累計の滞納額につきましては、1,340万円でございます。人数的には154人ということでございます。この中から25年度、本年度でございまして、約570万円の徴収をいたしましたものでございます。その徴収率につきましては、20%というようなことございまして、24年度の決算額から今年度徴収した570万円を引いた残り、これが1,250万円程度になりまして、徴収率が20%を掛けさせていただいた金額が今回の予算計上額ということでございます。なお、こども課の職員が中心になって滞納整理行っておりますけれども、前年度の収納率、この滞納分が6.3%に對しまして、25年度は20%というようなことで、収納率の向上に努めておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

最後に自販機の設置状況につきましては、担当係長から説明させます。

○契約係長 市内の公共施設の自動販売機の設置状況について、お答えさせていただきます。台数は総合計で36台設置しております、24年度の決算額で設置料ですけれども、これは売りに応じたものですが、これが563万7,852円。電気料でございまして、98万4,570円となっております。設置につきましては、それぞれの担当課で公募をいたしまして、入札の結果設置している状況でございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 ありがとうございます。雇用促進の関係ですけれども、ちょっとこれだけ確認しておいていただきたいんですが、担当課じゃなきゃわかんないと思うんですけども、当初市営になったときには、4戸か5戸しかなかったのが、今3月時点で23戸もあいているっていう中に、本人の希望で出て行ったんじゃないかと、例えば働いて入っていた人が、リストラ等で職がなくなったために入居状況に合わないから退去しなさいなんて言って、退去させられた人がいないとは思いますが、そういう人がもしいるならちょっと問題だと思うんですけど、その辺もしわかんなければ調べていただいて、そのことだけ後でまたお聞かせください。お願いします。

○委員長 よろしく申し上げます。そのほか。

○市民課長 先ほどの柴田委員さんの御質問でございます。一時借入金、国保事業特別会計の最高額5億円というものは年間でございますので、年間ということでよろしく申し上げます。以上です。

○委員長 それでは先へ進めさせていただきます。

議案第47号 平成26年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

○委員長 議案第47号平成26年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、予算書468ページをお願いいたします。議案第47号平成26年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算でございます。一般会計のときにもお話を若干申し上げましたけれども、この榑川診療所につきましては、本年度9月定例会におきましてお認めいただきましたとおり、4月より指定管理者制度導入予定ということでございます。宗賀桔梗ヶ原の敬仁会に管理運営をお願いするものでございます。したがって、第1条歳入歳出予算の総額でございますけれども、それぞれ1,115万円1,000円と前年に比べて大きく減額予算となっております。前年比で7,225万6,000円、86.6%の減となっております。従来の主な収入源、歳入でございますけれども診療収入、それから歳出では人件費等でございますけれども、全て26年度は指定管理者側の負担ということになりますので、予算計上につきましては、そのほか行政として負担すべき項目のみの計上となっております。

それでは、歳出、歳入の順に説明を申し上げたいと思います。歳出480、481ページをお願いいたします。481ページで申し上げます。一番上の丸、一般管理事務費でございますけれども、施設の管理にかかわる経費でございます。一番上のポツ、建物総合損害共済分担金、建物の保険でございます。市のほうで固定資産にかかわる分についての保険3万6,000円の計上でございます。2番目のポツ、指定管理料でございます。これも一般会計で若干申し上げましたけれども、300万円の計上でございますけれども、現診療所の休診日ですけれども、毎週木曜日、半日、1日ずつ交代で隔週で行っておりますけれども、指定管理者導入後につきましては、この休診日をなくすと、半日以上やっていただきたいということから、市の施策といたしまして、敬仁会さんに医師派遣をお願い、条件といたしまして、当時指定管理公募したものでございまして、その施策としてはおおむね135万円、そのほかにはガイドラインに基づきまして、一般管理費についても配慮したということで、約170万円でございますけれども、合わせまして300万円の指定管理料というものを指定管理者側に支出をするというものでございます。3番目、4番目のポツでございますけれども、電子複写機、パソコン等につきましては、現行の継続中のリース料を継続して市のほうで特会から払うという計上でございます。

その次の丸印、医業事業事務費でございますけれども、一番目のポツ、収納事務委託料、これにつきましては、従来死体検案であるとか、介護保険の意見書料等々を市のほうの収入としておりましたけれども、後ほど歳入で説明申し上げますけれども、この収入につきましては、指定管理者側のほうで、当然事務を行っていただくものですから収入に入れさせていただきたい。ここへ特会に入れていただいて、指定管理者側へ委託料として同額を支払うというもので、71万4,000円でございます。次の医療機器使用料につきましては、心電計等の医療機器のリース料でございまして、107万4,000円でございます。

次の丸印、元金、その次の利子でございますけれども、長期債等々の償還金でございます。それぞれ490万円余、52万円余でございますけれども、ちなみに25年度末の未償還残高でございますけれども、4,343万588円でございます。

続きまして歳入をお願いいたします。474、475ページをお願いいたします。先ほど申し上げました診療報酬等につきましては、476ページ以降でございますけれども、全てゼロ円ということの計上でございますので省かさせていただきます。475ページ、歳入、あるものみの説明とさせていただきます。475ページ、一番上の使用料、これにつきましては、医師の往診時の車の使用料ということで1万円の計上でございます。次のポツ手数料でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり死体検案、あと福祉医療等々の事務手数料でございますけれども10万4,000円。それから診断書作成料、これにつきましては、介護保険等々の意見書等が含まれておりますけれども、この10万円4,000円と60万円、合わせて70万4,000円。上の使用料1万円を合わせまして、71万4,000円ということで、先ほど歳出のほうで申し上げました指定管理者側で収入をいただく中での、市のほうから委託料を払うという項目でございます。

次のポツ、一般会計繰入金でございます。先ほどの300万円に合わせまして、歳出の部分全てを足しまして1,043万6,000円、前年比で545万5,000円の減、34.3%の減ということでございます。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。何かございますか。

○柴田博委員 確認させていただきたいんですが、これは3月末までいた市の正規職員が何人いて、4月からはどういう扱いになるかということと、それからあと嘱託や臨時の方は多分指定管理者と契約になるわけですけども、その場合に市が雇用したときの賃金と、それから指定管理者に雇用される場合の賃金の比較が極端に減ったりすることがないかどうか、その辺についてわかったら教えてください。

○健康づくり課長 今、市の職員、事務長と看護師、係長職でございますけれども2名おります。そのほかには嘱託、臨時で6名ございまして、嘱託、臨時、これは医師も含めてですけれども、嘱託、臨時の6名につきましては、4月以降敬仁会の正規職員ということで採用がもう決まっております。正規の職員2人につきましては、塩尻市から派遣で敬仁会が運営する診療所へ派遣するということでございますので、給料体系につきましては、正規職員はそのまま同額、今の現状の給料額、雇用条件等も同一で敬仁会さんのほうに派遣をいただくということになりますし、6名の敬仁会の正規職員になる嘱託、臨時の方は、公募の時点でもう同等の給料額、同一条件、労働条件ということで設定をしまいましたが、現段階の打ち合わせの中では、同額より若干上回っているという給料体系と聞いております。以上です。

○柴田博委員 それからもう1点、歳出のほうの医療事業事務費の中にリース料というのがあったんですけども、リース料なんかは指定管理者のほうで払ったっていいような気がするんですけど、その辺はなんであれなんですか。

○健康づくり課長 現行のリース料につきましては、市が契約したものでございまして、リースが終わるまでの間は市が責任を持つということで打ち合わせ、統一をさせていただきまして、指定管理になった場合以降の発生した、例えば故障したであるとかっていう新たなリースが発生する場合については、指定管理者側という取り決めを今のところさせていただいております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○森川雄三委員 これあれです、特別会計はこのまま続いていくわけ。いわゆる償還済むまでは続くのかとか、償還済めばもう廃止にするのか、その点はいかがです。

○健康づくり課長 委員さん御指摘のとおりでございます。償還まだ残っておりますし、その払いと、あと今後の検討でもございますけれども、指定管理料も一般会計から繰り出しをして、ここから指定管理者側に払うというシステムをとっておりますので、26年度以降も残すというところで、今のところ決めております。

○森川雄三委員 いよいよ指定管理者に移行ということなんですけれども、その中に市の職員も残っておられるということですので、ぜひ市のつながりというものは、しっかりと残しておいていただきたいということですので、要望だけしておきたいと思っております。お願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

なければ質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第47号平成26年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第47号平成26年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第48号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 議案第48号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 予算書の484ページからお願いをいたします。議案第48号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。予算説明資料では、17ページに掲載してございます。歳入歳出予算の総額は、第1条にありますよう6億7,700万円余の予算につきまして、御審議をいただくものでありますが、保険料率の引き上げ改定が行われることから、前年度予算比11.9%、7700万円余の増加予算となっております。この会計は保険料収入が主なものでございますので、わかりやすいよう歳入から順を追って御説明申し上げますので、490、491ページをお願いいたします。

490、491ページ、歳入予算最初の1款後期高齢者医療保険料につきまして、特別徴収と普通徴収を合せました全体予算額で申し上げます。保険料の全体予算総額は5億3,900万円余、前年度予算比12.2%、5,800万円余の増を見込んでおります。この増収見込みは、保険料率の引き上げ改定によるものでございますが、後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直しが行われ、今回の改定は26から27年度分の保険料率として県内平均1人当たり年間保険料を5万551円から5万3,101円へと2,550円、5.04%増の引き上げが行われます。この改定幅は、これまでの改定と同様に県の財政調整基金などを活用する中で、前回並みの低い改定幅に抑えられたものであります。また、法改正に伴いまして、年間最高保険料の賦課限度額を5

5万円から57万円に引き上げます。改定に当たりましては、事前周知が欠かせませんので本市といたしましても、今週出ます広報しおじり3月15日号に特集記事を掲載するなど、事前周知に努めてまいります。

同じページ、一番下の3款1項1目一般会計繰入金の最初の事務費繰入金は、歳出予算の事務諸経費に対する一般会計からの繰入金となります。その下、保険基盤安定（保険料軽減）繰入金につきましては、低所得者世帯に対します1人当たり均等割保険料の軽減につきまして、法に定める7割、5割、2割軽減に相当する額を一般会計から繰り入れ、歳出予算においてその全額を広域連合に納付するものでありますが、先ほどの国保特別会計予算で触れましたよう、後期高齢者医療の保険料におきましても、5割軽減と2割軽減の対象世帯の所得要件が拡大されますので、保険料率の引き上げ改定とあわせまして、この予算額におきましても前年度予算から1,000万円余の増加予算としております。

次のページをお願いします。493ページ、最初の前年度繰越金は、出納整理期間中における保険料収入を当該年度の剰余金として計上し、翌年度会計に繰り越しをする会計処理を採用しておりますので、この繰越金は、25年度会計の出納整理期間中に見込まれる保険料収入相当額となります。

その下、2つ飛ばして、保険料還付金と保険料還付加算金は、歳出予算において過年度分保険料に対する還付金及び還付加算金の支払いに対しまして、その全額を広域連合から補填を受けるものでございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げますので、次のページをお願いします。495ページ、歳出予算、白丸の上から3つ目、保険料徴収事務諸経費につきましては、前年度予算から153万円余の増加予算を組んでおります。これは本年1月から全庁的に税情報システム等が新しいシステムに移行しておりますので、その移行に伴いますシステム使用料などの増額分によるものでございます。

その下、2款後期高齢者医療広域連合納付金のうち1つ目の黒ポツ、保険料等徴収納付金は、歳入予算の前年度繰越金を含めました保険料収入総額と延滞金の全額を広域連合に納付するものでございます。以上です。よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありませんか。よろしいですかね。

ないようですので、質疑を終了いたしまして討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第48号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第48号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

午前中は、これで終わりたいと思います。

○**財政課長** 恐れ入ります。先ほど柴田委員さんから雇用促進住宅の退去の関係で御質問がございました件でございます。これまで退去した方につきましては、リストラ等によりまして職を失ったことで退去した人は1人もいないと、ここ数年でありますけれども。ここ数年の退去理由につきましては、マイホームを新築した者、あるいは実家に帰った、こういった理由が主なものだそうでございます。

○**委員長** 以上、説明を受けまして、ここで休憩に入ります。13時ちょうど再開をいたします。よろしくお願

いたします。13時まで休憩です。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

陳情3月第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情

○委員長 午前中のきょうの日程説明の中で申し上げましたように、陳情が1件当委員会に付託をされておりました、説明者が見えるということでございますので、先に陳情の審査を行いたいと思います。お手元にあります陳情3月第1号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情について、説明を求める前に資料があるようですので、資料の配付をお願いします。説明者、連合長野松本広域協議会事務局長の進藤さんと事務局次長の木下さんが見えられておりますが、事務局長の進藤さんのほうから説明をお願いします。

○陳情説明員 本日は、この委員会にお招きいただき、大変ありがとうございます。また、この説明の場をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。私は連合松本広域のほうで事務局長を仰せつかっています進藤と申します。塩尻を初めとする松本、安曇野市、3つの市とですね、朝日、山形、筑北、麻績村、生坂村の5つの村のですね、地域を担当しております。今回のこの採択を求める陳情につきましては、大手中小の地場産業の102組合、または1万5,000人の組合のですね、この構成組織以外の全ての働く方の、ことに内容に触れているということは、御承知いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明のほうにちょっと入らせていただきます。今、補足資料のほうをお配りさせていただきました。こちらのほうを見ていただくとですね、まず塩尻市におかれましては、大体6万7,000人という形で人口のほうはありますが、15歳以上の就業者につきましては3万5,770人、塩尻市の住民票の基本台帳のほうを見ていただくと4万1,965名という形で、大体半分以上の方がですね、働いているということになります。次のページの表の4を見ていただくと、塩尻市の事業者数につきましては3,116という形になっておりまして、その中で働いている方が3万446名ということになります。これを見ますと、塩尻だけで勤務されている方、または各近隣の市町村に勤めに行かれてる方、この方は大体1万人くらいいるのと、あとは全国的な平均と長野県下の平均と見てもですね、この人口の割合というのは、大体似たり寄ったりの数字でありますということで検証しております。ですので、村のほうに行かれた場合でも、第一次産業、第二次産業のですね、この3つの産業については、割合的には同じ数字だということで把握をしておりますので、御承知いただきたいと思えます。

資料3ページ目のほう、ごらんをいただくとですね、ハローワークの内容になっています。これについては、有効求人倍率が0.97ということで、今、回復基調にあるということになっておりますが、資料の4ページ目を見ていただくと、新規求人数の推移ということになっております。うち常用が1,303名、その中のうち正社員の方が742名ということになりますと、正社員以外の方が561名になります。じゃ、パートと合わせるとってということになりますと1,343名の方が新しい新規のですね、求人推移の中では非正規というような扱いになってきています。

5ページ目のほうを見ていただくと、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援という機構がありますが、いわゆるポリテクセンターになりますが、こちらのほうで、今、女性の方がCADですとか、図面をやっている方がいるということでもうたわれておりますが、一番下のほうに入校者が201名、修了者が134名、そのうち働いた方が97名ということになります。就職率も非常にいいというようなイメージですけども、実際には離職した人が再就職するときには、非正規の派遣会社のほうに就職するというのがですね、落としどころになっておりまして、大半の人が今、正規社員じゃなくて非正規で派遣されているということになっております。

次のページからは、厚生労働省の数字になっておりますが、その飛んで7ページ目のほうを見ていただくと、一般労働者の賃金、今言ったように働いている状況が非正規ということになりますので、賃金はどうなっているのかという推移を出しています。今、昨年から見ると男性は0.9、女性は0.2低下をしているということになっておりまして、次の8ページ目をごらんいただくと、非正規の方と正社員の方の賃金の格差がですね、図6のほうですが、20代のとき大体5万円ほど正社員と非正規の方は違います。40歳になると15万円、50歳になると20万円弱ということで、賃金価格が全然上がらないというのが非正規の方になります。女性も一応ちょっと書いてございますが、表がありますのでごらんいただきたいと思います。これを言うのですね、今、正社員で離職した人が再就職しようとするのですね、例えば私みたいに40代が今、早期退職をされたとした場合に、もし非正規で勤めると賃金が15万円ほど下がった状態になってしまいます。家のローンですとか、いろんなことを加味すると厳しくなるという状況になります。みずから選んだ非正規の方もいるというお声もありますけども、実際にですね、今、働くところがそこしかないという方が、今いるのも実情でございます。また世帯主の方が賃金20万円ということで、世帯主が20万円だと家族を養っていけるのかという問題もあるということをお承知いただきたいと思います。今のがですね、雇用と賃金についてですが、次の9ページ目のほうには、今、政府で行われている内容がですね、産業競争力会議ですとか、そういうような会議が行われているんですけども、その内容に労働者の立場の代表の人がいないということが、今のもう1点の問題点ということで挙げております。その中で見ていただくと、これは政党がいいとか悪いじゃなくて、自民党さんの議員という有識者の方が多いと。労働者代表はもとより、与党である公明党の方の議員も外されているというのが、やはり開かれている場じゃないという、ちょっと意味合いで添付してございますので、見ていただけたらと思います。9、10ページが、そういう会議形態の内容になっています。

雇用ワーキング・グループの中で議論されている内容をもう1個つけ加えさせてもらいますが、資料13ページ目のほうにですね、横型になっていますが、専門的・企画的業務に従事する労働者を対象とした「ホワイトカラー・エグゼンプション」という制度についての話になっております。14ページ目を見ていただくと内容がちょっと書いてございますが、ちょっと読み上げさせてもらいますが、提案の具体的内容、専門的・企画的業務に従事する労働者については、一定の年収要件・健康配慮措置などを前提とした上で、労働時間による賃金計算を行わない（労働の質・成果によって賃金を決定する）「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入という形になっています。これはやっぱり賃金加算がですね、1つのベースでもあるわけですけども、もしそれを質と成果によって賃金を決めるとなると、長い労働時間を費やさなければ成果があらわれないって人も出てくるという意味合いでの意味合いです。

続いてもう1点がですね、使用者の雇用保障責任ルールということで、15ページ目から16ページ目につい

てます。16ページ目、見ていただくと要望の具体的な内容ですが、特定の勤務地ないし職種が消滅すれば労働契約が終了したことを労働協約、就業規則、個別契約に定めていることを前提として、勤務地ないし職種が消滅した事実をもって契約を終了した場合、そのことを裁判所における「解雇権濫用法理」の判断にあたって考慮することを明確化すべきということで、労働者の保護ルールの観点から裁判には全くしていかずにですね、判断を委ねることは難しいでしょっていうことでうたわれています。これについては、労働者の方がですね、もう解雇ですよ、この職場がなくなればここでの仕事はないので、あなたは解雇しますということですね、きちっと裏づけられてしまいますということでもありますので、再就職先を探さざるを得ないということになります。ですので、こういうようなことを今、政府のほうでいろいろ議論されているということでもありますので、私のほうがこのような形の説明をさせていただいて、今回の陳情をですね、審議していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、事前に資料は配付されておりますので、朗読は省きたいと思います。他市などの状況についてはどうでしょうか。

○議会事務局庶務係長 議会事務局のほうで、他市の議会のほうに出されております請願・陳情の関係につきまして調査をさせていただきました。そちらのほうでは、19市それぞれ経済環境委員会、総務産業委員会といった産業関係のところでの審査委員会という形になっておりますけれども、審査で結果が出ているところが3つありまして、採択が2カ所、不採択が1カ所という形になっております。以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんの質問、意見ございましたらお願いします。ございませんかね。よろしいですかね。

それでは、質疑は終わりました、討論を行いたいと思います。意見ございましたらお願いします。

○副委員長 それでは、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択について、賛成の立場で御意見を言わせていただきたいと思います。今ですね、今春闘等におきましても、大企業の中には定期昇給等で大変注目されてるわけでございますが、中小企業の労働者にとりましては、やはり給与体系だとか、あるいは労働条件は決してよいものとは思われません。そこで今回提案あります、今検討されております解雇の金銭解決制度だとか、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及だとか、労働者保護の後退を招く恐れのある労働者派遣法の見直しなど、これらが予測されるということになりますとですね、やっぱり労働者にとりましては、非常に不安定でございますし、今、社会の中ではできるだけ雇用をしっかり正規職員にしたいというような考え方もあるわけでございますので、私はそういう目線では、ぜひこの意見書の採択に賛成をしながらですね、労働者の雇用をしっかり守っていただきたいと、こんなふうに思っ賛成をさせていただきます。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 今回出されているのは、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情ということですが、労働者の今の働く現状とか、立場、非常に厳しい状況にあるということは十分理解をしており、なおかつ改定をして労働条件をよくしていかなければいけないという現状があることも必要性を感じているところであります。そこで、現在国のほうでですね、労働政策審議会というところで、派遣労働者の制度の見直しによる検討が行われており、その最終報告の内容を見ますと、今の現状ではやはりよく変えていかなければい

けないということで、派遣労働者のキャリアアップ、キャリア向上を図る体制、整備ですとか、働く労働条件をさらに拡大をし、また仕事の内容も広げていくというような改定が行われているというようなことが盛り込まれていますので、既に国で対策を講じているという判断の上から、一地方からこういった内容の陳情、また意見書を出す必要はないのかなというふうに思っておりますので、意見書はあえて出す必要はないというふうに考えます。

○**委員長** 反対ということですか。ほかにございますか。

○**柴田博委員** 今の山口委員の御意見だと国のほうできっちりやってくれてるんで、こんなものを出す必要ないということのようでもありますけれども、やっぱり国がやろうとしているのが、本当に働く労働者のためにそういう施策をやっているならそれでいいわけですけども、現実問題はそうじゃなくて、労働者のためにならない方向で行こうとしているんで、こういうものを出して、ぜひ地方から意見を上げてほしいということだっているように思いますので、私はやはりこれは採択して、塩尻市議会として意見書を出していくべきだと思います。

○**委員長** ほかにございますか。なければ討論を終わります。

反対意見がありますので、採決で行いたいと思います。それでは、陳情3月第1号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情について、挙手にて行います。原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いいたします

〔「挙手多数」〕

○**委員長** ありがとうございます。挙手多数であり、原案のとおり採択されることとしたいと思います。それでは、意見書の取り扱いについて案文があるようですので、お配りをお願いいたします。ちょっとそれじゃ、事務局で朗読いいですか。

○**議会事務局庶務係長** それでは、意見書の案という形でいただいておりますので、朗読をさせていただきたいと思います。労働者保護ルール改悪反対を求める意見書。わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して下記の事項を強く要望します。

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあ

る「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上の案文になっておりますので、お願いいたします。

○委員長 これについて、意見ございますでしょうか。

○山口恵子委員 先ほど県会のほうでも労働に関しての意見書が採択されたというふうに聞いておりますので、そちらの意見書もちょっと参考に見せていただきたいと思いますが。

○委員長 事務局、あります。

○議事事務局庶務係長 はい。県会のほうの議員提出議案になりますけれども、雇用の安定を求める意見書案という形で、ホームページのほうにアップされておりましたので、参考にこちらの資料でよろしければお配りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 それじゃ、ちょっと配ってください。

これは、先ほどの意見書の中身から少しいろいろ調整させて、こういうふうに変ったというようなお話は少し何ってはいますけどね、県の場合はね。

○山口恵子委員 今、委員長お話しされたような、県の連合の皆さんと県会のほうで合意された意見書が、このような形で出されているというようなことを私もお聞きをしております。それで、この2と3のところには、特に派遣労働者のキャリアアップとか直接雇用、またはブラック企業に対する対策をしっかり講じていくようなこともしっかりと書かれている内容でありますので、こういった内容の意見書であれば、提出していく必要はあるのかなというふうに思います。

○委員長 ほかに。

○柴田博委員 先ほど採択したのは、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書ということですので、そこに書いてある中身の、後から配られたやつはその中の一部分ということだというふうに思いますので、基本的には初めに配られた意見書案をもとに、字句の訂正等ある場合にはですね、それを修正して基本的な意見書を市議会として出すってということで、後のほうはあくまでも参考ということでもいいと思いますけど。

○委員長 そういう意見ございますが、ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、きょう陳情が出されている内容もこういう形でお願したいという内容でございますので、最初に配った中身で意見書を出していきたいと思いますがよろしいですか。少し字句などについては、委員長のほうにお任せをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それじゃ、正副委員長にお任せをいただいて、この内容で意見書を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

どうも御苦勞さまでございました。

議案第52号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正

○**委員長** それでは引き続き、議案のほうへ戻っていきたいと思います。議案第52号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中、歳入全般と当委員会に付託されている内容についてを議題といたします。それでは、説明を求めます。

○**議会事務局次長** それでは、お願いいたします。平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)でございます。ページでございますが、31、32ページをごらんいただきたいと思います。歳出第1款議会費でございます。32ページ、右のページでございますけれども、旅費の中の議会活動費、費用弁償でございます。金額といたしまして、121万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。主な理由としては、幾つかあります会議を同日に開催したことによるもの、また特別委員会等の行政視察等がですね、日程調整の中で実施できなかったというような理由で減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○**人事課長** その下の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の最初の白丸、職員給与費、一般職手当1億7,500万円余の増額につきましては、一般職の退職手当分でございます。当初予算段階では定年退職者10名分を見込んでおりましたけれども、現段階で勸奨による退職、あるいは年度中途での普通退職、合わせて12名ふえた分の退職手当でございます。以上です。

○**安全・施設整備担当部長** それでは、その下の庁舎大規模改修事業2,271万6,000円についてお願いをいたします。これにつきましては、当初予算で工事費2億7,600万円をお認めいただいておりますけれども、今回御提出申し上げましたのは庁舎の耐震改修工事2,160万円、それとそれに伴います設計委託料111万6,000円でございます。これにつきましては、26年度事業の中で先ほど、きのうですが申し上げましたが、市民ホール天井部分に改修が必要になったということで申し上げてありますが、その復旧としまして、今、国、それから県で進めております県産材、地元の木材を利用してですね、公共施設の整備を進めるという、そういう事業がございます。当市におきましてもFパワーの関連もございますし、そういう意味で県産材を利用してですね、市民ホールの天井、それから柱、一部壁、さらに展示棚等を改修を今回していききたいということで、そこをお願いをするものでございます。なお、展示棚につきましては、塩尻市の漆器関係、漆塗りをですね、活用したそういう展示棚を現在検討していきたいということで、予算をお願いするものでございます。なお、これにつきましては、国の補助2分の1ということでありますし、お認めいただければ全額繰り越しをして4月発注していきたいように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**財政課長** そのページのその下、5目財産管理費中、基金積立金につきましては、各基金利子の確定見込みにより補正をするものでございます。元金積立金の中で増額としておりますのは、寄附金を積み立てるものでございますし、このうち道路施設整備基金元金積立金6,000万円につきましては、また歳入のほうでも説明させていただきますけれども、地域の元気臨時交付金、総額1億7,464万6,000円、このうち10事業に充当した残り6,000万円につきましては、この道路施設整備基金に積み立てるものでございます。

また一番下の土地開発基金繰出金につきましては、利子の確定により21万5,000円を増額するものでご

ざいます。

○**企画課長** それでは、おめくりをいただきまして、33、34ページでございます。6目企画費、国土利用計画策定支援委託料、これにつきましては、契約事業費確定に伴いまして81万7,000円を減額するというものでございます。

○**情報推進課長** 続きまして、7目情報開発費関係でございます。事業確定に伴う不用額の減額補正でございます。なお、白丸2番目の黒ポツ、電算機器使用料については、グループウェアシステム、スパムメール対策システム、文書サーバーなどの使用料の関係のものでございます。

また、次の白丸のパソコン等使用料については、プラザのネットワーク機器の使用料の関係でございます。以上でございます。

○**企画課長** 次の8目地域づくり振興費でございます。ふれあいのまちづくり事業補助金91万4,000円の減額、これにつきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

○**税務課長** 続いて2項徴税費2目賦課徴収費をお願いいたします。34ページでございますが、賦課事務諸経費で、納付書編冊委託料29万円の減額は、次の項目でお願いいたします納付書作成等業務委託料の中に包括的に含まれる経費のため、編冊だけに限定した委託を取りやめるための減額でございます。次の納付書作成等業務委託料253万円の増は、市役所の電算システムが1月に更新されたことに伴いまして、新年度用の固定資産税、都市計画税の納付書の印刷、裁断、編冊、封入、封緘までの一連の作業を業務委託をするための委託料でございます。その下、税システム使用料930万3,000円の減額は、事業確定に伴う減額でございます。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業の減額2件につきましても、事業確定に伴う減額でございます。以上です。

○**滞納整理係長** その下の白丸、徴収事務諸経費でございます。それぞれ電算システム使用料でございますが、事業費確定に伴います減額でございます。以上です。

○**市民課長** 次の36ページをお願いします。36ページ最初の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の補正につきましては、戸籍システムなどの運用にかかわる委託料や使用料につきまして、それぞれの入札や随意契約による不用額として減額補正をお願いするものであります。以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 同じページでございます。4項選挙費3目参議院議員選挙費でございますが、参議院議員選挙につきましては、平成25年7月4日告示、7月21日に執行されました。長野県選挙区定数2名に対しまして、立候補は6名ございました。投票率につきましては、54.6%ございました。その費用につきまして確定いたしましたので、不用額を減ずるものでございます。以上です。

○**監査委員事務局長** 続きまして、38ページごらんいただきたいと思います。1つ目の丸印、6項1目の監査事務諸経費の工事技術調査業務委託料につきましては、本年度は2日間の調査を予定して、当初予算において21万7,000円を計上してありましたが、予定していました冬場の時期に調査対象となるような適当な工事が見当たらなかったため、監査委員の協議によりまして本年度は調査を実施しないことに決定しましたので、今回全額の21万7,000円を減額補正するものでございます。以上です。

○**市民課長** 1枚めくっていただき、40ページをお願いします。40ページ、3款民生費中ほど下の国民健康保険事業特別会計繰出金の補正は、低所得世帯に対します保険税軽減相当額の繰出金にかかわる補正となります

が、軽減相当額の確定に伴いまして増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。42ページ中ほど下、国民年金事務諸経費の税情報等システム使用料の補正は、契約に基づく不用額として減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○健康づくり課長 その下でございます。4款衛生費1目保健衛生総務費でございます。42ページの丸印、保健衛生繰出金でございます。ポツ、両小野国保病院組合繰出金、これにつきましては、当初予算におきまして塩尻市、辰野町において当初の繰り出しを行っておりますけれども、平成25年度、今年度の決算見込みにおきまして、今年度400万円の今のところ赤字見込みということを算出しております。申し合わせによりまして、市、町におきまして折半にて、その額を補填するという申し合わせになっておりますけれども、400万円、割る2は200万円でございますけれども、端数につきましては、辰野町へ入る普通交付税、これが24万6,000円ほど増になっております。400万円からそれを引きまして、375万4,000円割る2、折半で187万7,000円の追加の繰り出しということでございます。

めくっていただきまして、43、44ページになります。44ページ上の丸、健康増進事業でございます。1つ目のポツ、保健対策事業委託料でございますけれども、これにつきましては、がん検診等の委託料でございますけれども、当初に比べましてがん検診中、女性の子宮頸がん、あるいは肺CTが、当初見込みより実際の人数のほうが多く受診をいただいたということで202万7,000円の増。下のポツ、前年度保健事業費等国庫負担金返還金、平成24年度の女性が、子宮、乳房の国庫負担金でございますけれども、申請時期と実際の実績報告の歳入のものでございまして、42万3,000円の返還ということでございます。以上です。

○生活環境課長 次の環境衛生費の委託料、地区衛生推進事業以下でございますが、委託料及び工事関係につきましては、事業費の確定に伴う不用額の減額となっております。

次のページの45、46ページでございますが、最初の廃棄物等収集運搬処理事業でございます。これも事業費の確定に伴う減額でございます。

2番目の白丸、水道事業会計繰出金でございます。1,085万円でございますが、この事業につきましては、水道事業におきまして実施されました水道管の布設替工事に対しまして、地域の元気臨時交付金が財源措置されましたので、その金額については市の一般会計に入金されますので、それを水道事業会計のほうに繰り出すものでございます。

最後の簡易水道事業特別会計繰出金については、事業費の確定による減額となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○消防防災課長 それでは、53、54ページをお願いいたします。よろしいですか。9款消防費1項消防費1目常備消防費の54ページ、広域消防負担金339万5,000円の増でございますが、最初の白ポツ、松本広域連合負担金、これにつきましては、今年度定年退職者4名ですが、さらに塩尻市出身の職員の退職者が1名増に伴うもので、854万2,000円を特別負担金として支払うものでございます。その下の松本広域連合負担金（高速救急業務）ですが、事業費の確定によりまして、中日本高速道路から支弁金が650万円支給となりますので、514万7,000円を減額するものでございます。

次の非常備消防費、消防団補助費でございますが、420万円の減でございますが、これにつきましては、消防団員の退職報償金、4月1日に退職する消防団員140名を見込んでおりましたけれども、117人ということ

で確定をしたために、420万円減ずるものでございます。

3目の消防施設費につきましては、地域の元気臨時交付金が充当されたために、財源内訳の変更をするものでございます。以上でございます。

○財政課長 それでは、歳出の最後になります。59、60ページをお願いいたします。12款公債費でございます。元金、利子でございますけれども、市債の元金及び利子の償還金、この確定見込みにより減額をするものでございます。

続いて、歳入について説明をさせていただきますので、17、18ページをお願いいたします。歳入につきましては、増額となったものの中で、主なものを中心に説明をさせていただきます。まず10款地方交付税、普通交付税でございますが、25年度52億3,000万円余で確定をいたしましたものでございます。今回の5号補正で、1億400万円余を充当させていただくものでございます。

次の分担金及び負担金、12款でございますが、説明欄、農業農村基盤整備事業分担金につきましては、国の第一次補正予算に対応いたしまして、前倒しをいたします農業用水路、この地元負担金を補正するものでございます。

それから、その下の説明欄、市外保育所入所児童負担金につきましては、他市町村からの受託児童の児童数の実績に基づく増額でございます。

一番下の14款国庫支出金にまいります。2節児童福祉費負担金につきまして、説明欄の母子生活支援施設措置費等負担金につきましては、25年の12月以降、母子生活支援施設に母子世帯2世帯が緊急入居することに伴います措置費の負担金の増額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。14款国庫支出金の20ページの一番上でございます。地域の元気臨時交付金1億7,400万円余でございます。これまでも答弁させていただきましたけれども、確定いたしましたこの1億7,400万円余につきましては、25年度の10事業の財源として充当させていただいた上、残りの6,000万円につきまして、先ほど申し上げましたように道路施設整備基金へ積み立てを行ったものでございます。その下の社会資本整備総合交付金（耐震）につきましては、庁舎の大規模改修の25年度事業の交付金の増額によるものでございますし、その下の木造公共施設整備事業補助金につきましては、先ほど説明があったとおりのものでございます。

それから、その下、社会福祉費補助金の中の臨時福祉給付金給付事務費補助金につきましては、10分の10の補助金でございますが、26年実施いたします給付金事務、この準備経費にかかわる補助金でございます。

その下の農林水産業費国庫補助金の農業農村整備事業補助金につきましては、やはり国の補正対応により前倒しをいたしましたみどり湖の耐震化整備計画、あるいは農業水位保全合理化事業等にかかわる補助金でございます。

下のほうへまいりまして、6目土木費国庫補助金で、この中で減額になっておりますのは、事業費の確定見込みによるものでございますし、特に社会資本整備総合交付金の減額というものが主なものでございます。

次の7目教育費国庫補助金、この中で増額となっておりますのは、国の補正予算に対応した前倒し事業の補助金でございます。20ページの下の方でございますが、学校施設環境改善交付金につきましては、東小学校の大規模改修、小学校の非構造部材の耐震化、給食調理室へのエアコン設置。それからその下の社会資本整備総合

交付金（耐震）につきましては、片丘小学校の非構造部材の耐震化にかかわる補助金でございます。また、中学校費補助金につきましても、非構造部材、あるいは学校のエアコン設置に伴う補助金が内訳でございます。次のページをお願いいたします。21、22ページ、国庫支出金の一番上、説明欄でございます。社会資本整備総合交付金（耐震）につきましては、檜川公民館の耐震診断委託料にかかわる補助金でございます。

それから、労働費国庫補助金がその下にございまして、やはりこれも耐震でございますが、2,900万円余でございますけれども、勤労者体育センターの設計管理、耐震補強等にかかわる補助金でございます。

次のページをお願いいたします。23、24ページ、県支出金にまいります。一番上の農林水産業費県補助金のうち、上から2つ目、人・農地プラン作成補助金110万円余の増額がございます。対象事業につきましては農業経営体育成支援事業にかかわる人件費が補助対象でございますが、追加交付があったものでございます。それからその下あたりに地域発元気づくり支援金、これが農業費と観光費で内定になりましたので、それぞれ補正をさせていただきます。1つには、高ボッチ高原の老朽化した牧柵を共同して改修する事業、それから観光費の中で高ボッチ牧場の牛つなぎ場の改修、それからみどり湖の釣り栈橋の改修、あるいは花公園の植栽等にかかわる県からの補助金の充当でございます。

それから、23、24ページの一番下、財産収入の中の利子及び配当金につきましては、先ほど歳出のほうで申しあげましたように、各基金の利子の確定見込みにより補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。25、26ページ、16款財産収入の中の2項財産売払収入で説明欄、市有林立木等売払収入につきましては、市有林から搬出間伐をいたしました立木の売払収入につきまして、補正をするものでございます。

下のほうにまいります、諸収入、雑入でございます。26ページの説明欄のところ、雑入の一番上に退職手当他会計負担金につきましては、本年度退職者の水道事業部からの負担金8人分の補正でございます。その下、新市町村振興宝くじ市町村交付金、それから市町村振興宝くじ基金交付金等につきましては、それぞれオータムジャンボ、サマージャンボの宝くじの配分確定により補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。27、28ページでございます。市債の補正につきましては、国の第一次補正予算に対応いたしまして前倒しをする事業に対します市債の補正、これ以外につきましては、各それぞれ起債対象の事業への確定、またそれに伴う国庫補助金の確定に伴って補正をするものでございます。したがって、国の補正予算に伴うものを中心に説明をいたします。該当するものが3目農林水産業債530万円の増額、これにつきましては、農業農村整備、ため池耐震化事業等にかかわる市債でございます。

1つ飛びまして、土木債、一番上にございます公共事業等債（道路）につきましては、上西条の跨線橋等の前倒しにかかわる市債の増額でございます。

次のページをお願いいたします。教育債でございますが、3億7,900万円余の大きな補正額でございます。先ほど国庫補助金の補正で説明したとおりでございます。

また、その下の労働債につきましても、勤労者体育センターの耐震化にかかわる市債でございます。歳入は以上でございます。

続いて5、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。国の補正に対応いたしまして、塩尻市の補正予算によりまして追加した事業について、あるいはまた事業の進捗状況に伴い26年度へ繰り越すも

の一覧でございますので、よろしく願いをいたします。

次、7、8ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正でございます。まず7ページの一番上の変更につきましては、庁舎大規模改修工事、25年の当初に設定をいたしました6億4,400万円の工事につきまして追加工事、これが必要になったために4,600万円を追加するものでございます。それからその下、追加の欄がございます。塩尻情報プラザ指定管理から次のページ、洗馬児童館指定管理につきましては消費税率の引き上げに伴いまして、既に設定をしてあります指定管理料の限度額を追加するものでございます。また、8ページ一番最後でございます吉田西防災コミュニティセンター指定管理につきましては、新規の設定でございます。26年度から10年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次のページをお願いいたします。第4表地方債補正につきましては、事業費の確定、それからさきに歳入で説明申し上げました補正予算に伴う変更及び追加に基づきまして、それぞれの限度額の変更、起債の追加をするものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから質問、意見を受けたと思います。ありますか。

○柴田博委員 32ページの総務費の中の一般管理費で職員給与費の関係で、退職手当の説明がありましたが、当初10名の予定が12名ふえて合計22名ということですか、10名が12名になったということ、どちらだったですか。ちょっと聞き漏らしたんですけど。

○人事課長 説明が足りなくて申しわけございません。当初定年退職者10名、それに加えて年度途中でわかった勤奨による退職者と普通退職者、合わせて12名分を今回増額で補正させていただく分です。

○柴田博委員 22名ってことだね。それと、これはすぐでなくていいんですけども、説明のあった地域の元気臨時交付金の関係で、25年度事業で10事業、それから26年度に道路の関係で基金に積み立ててるっていうことなんですけど、これ、それぞれどういう事業に使うのかっていうのがわかるように、事業名でありますとか、その財源として一般財源がどれくらい使わないで済んだのか、起債がどれくらい起債しないで済んだのかがわかるような一覧表を後から資料として提出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○財政課長 どのくらい財源的に有利になったかという資料は、まだ整っておりませんので、今説明をさせていただきます。それから、どの事業に充当したかというのは一覧表がございますので、後ほど提出をさせていただきます。

まず、地方の地域の元気臨時交付金を充当することによりまして、起債がどのくらい、あるいは一般財源がどのくらい減になったかということでございますけれども、当初充当予定の起債の額につきましては1億500万円余でございました。これが、この元気臨時交付金を充当いたしましたことによりまして、3,460万円の起債の充当になったということでございまして、その効果額は7,060万円の減額でございます。それから一般財源につきましては、振りかえ前につきましては、9,875万円の一般財源を想定をしておりましたけれども、充当いたしましたことによりましてそれが190万円に減額となったものでございます。この効果額につきましては、9,600万円というような試算をしているところでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 7ページのところで、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、26年度から27

年度にかけて勤青ホームの体育館の耐震工事ですかね、予定されています。それで、この場所は投票所にもなっていて、この時期ちょっと市長選と知事選が時期と工期と重なってしまうということで、地元でも結構、この工事の期間の関係でちょっと困っているようなこともあるんですけど、その点どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長 8月、9月の選挙にかかわるということで、担当課とも話をしたんですが、どうしてもかかってしまうということで、地元とも話しているんですけども、近くに保育園がありますし、また体育館隣にあります。その2つを選択肢に今、検討しているところでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○議長 実はですね、42ページであります、例の両小野国保のですね、規定では毎年そうなんだけど、要するに赤字が出ればですね、両市町村で分けるというような考えで、そういう規定に倣っていることはわかっていますが、要は赤字だったら両方で、じゃあ補正して、そしてまたやりゃいいんだってというようなね、要するにちょっと毎年そんな形の感じを、俺は思うんだけど、例えばこれ以上赤字したら、もう全然市では追加しないよとか、そういうようなことは全然できないもんかいね。

○健康づくり課長 今のところ議長さんおっしゃったとおり、赤字については市、町で折半でという申し合わせというふうに聞いておまして、ただですね、25年度400万円というふうに御説明申し上げましたけれども、ここ20年以降、6年間のうちでは最低額になっております。というのは25年度からベッドをなくしての無床診療所化したものですから、そういう形態変更、あるいは経営改善もありまして、今年度、25年度中におきましては、患者も微増ですけども120人程度ふえてきております。そういった意味で、これは病院から有床診療所へ、有床診療所から無床診療所へっていう形態変更をしながら、また組合といたしましても経営努力をしてのこの成果というふうに見ておまして、その中では24年度、24年11月に両小野国保病院組合の運営委員長さん、運営委員会というのがありまして、その中でも建議という形で提案をされておまして7項目ございました。それは土曜診療の開始であるとか、診療時間の延長、それに加えまして、今老朽化をしているものですから、その診療所の新築、それから、みとりまで含めた介護福祉施設の要望がなされました。それらにつきましては、この運営委員会等を中心にして研究検討をしているという段階でおりますので、現時点での報告になりますけれども御了解をお願いしたいと思います。

○議長 私は毎年思うんだけどね、要は1つの企業として、要するに病院経営やっていくのにね、赤字が出りゃ両方で負担すりゃいいんだというようなね、そういう考え方でやっているようなふうも見えるわけさ、はっきり言やあね。だから今のそういった改善点というのを、もうそれは改善した中で、できるだけそういう規定になってるんだからしょうがないけど、お互いにそこまでね、補助すべきかっていうこともやっぱり考えなきゃいけないと思うんだよ、将来的にはね。だから病院自体も、要するに一時黒字になったことがあるんだけど、それは今、黒字になるなんてもっと、これはまず望みはないと思うんだけど、そういう両方で負担してくれるんだっていうような甘っちょろい考えではね、まずいので、その辺を要するにみんなに徹底してもらいたいです。できるだけこっぴどやったんだけどどうしようもないだっという形でね、やっぱりそういう規定なのはわかるんだけど、毎年毎年追加のね、この補正予算で追加します、半分負担しますではね、俺はおかしいなって感じはします、その辺を検討しておいてもらいたいです。いいです。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

○柴田博委員 28ページの一番下のほうです、防災コミュニティ施設の関係の合併特例事業債が7,100万円余減額になってるんですけども、これはどういう理由で借りなくて済んだってことなのか、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○財政課長 事業費の確定に伴うものもございまして、元気臨時交付金を一部そこに充当したことによりまして、充当残が少なくなったということもございまして。後ほどの充当の一覧表に出てまいりますので、よろしくお願いたします。

○柴田博委員 出てくる、じゃあ、いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○森川雄三委員 直接ね、この委員会の関係じゃないと思えますけれども、いわゆる歳入の場面でお聞きをするんですが、20ページの土木費国庫補助金でね、社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業5,000万円を返還するというか、マイナスでいいんだと。基本的には2億円の事業費に向かって1億円で済んだというような考え方で補正書を見るのか。そしてあわせてね、繰越明許に4,400万円からあるんだけれども、ということは都合差引き5,000万円は、2億円の予定しとった事業の中で必要なかったというような見方でいいのか、こちら辺おわかりになるのか。

○財政課長 社会資本整備総合交付金にもいろんなメニューがございまして、かつてのように路線1本1本に対して、100分の55というような補助であれば、その事業費の減に伴って起債もその事業費分だけ減とするようなことでよくわかったんですけども、交付金というものは、同じ道路、あるいはここで言いますと街なみ環境の中でもほかに重度がありますと言いますか、枠の中で泳げるということもございまして、なかなか実際の事業費の減額に対応して補助金、あるいは起債が減額するというのが、なかなか目に見えにくいものになっております。ただ今回の社会資本整備の街なみ環境整備事業分につきましては、事業費の減に伴うもの、これが主な減額の理由ということもございまして。

○森川雄三委員 事業費の減、そうね、事業費減ということは、5,000万円の事業費減というものは、要するに予算2億円あって5,000万円減ってものは大変な、何て言うか、設計ミスというか、事業にしても、こちら辺がどういうことなのかという場面だね。繰越明許でね、1億円なり、いわゆる次の年へ事業が間に合わないから持って来るんならわかるけど、ここで市債も減額しとるとし、5,000万円ね。それで、国へも補助金をいわゆるお返ししているってような場面になるのか、これは請求しないというか、そういう補正であるということは、1億円減額、事業はしてるっていうように、それで足りたということ。

○財政課長 街なみ環境に関しましては、事業費自体につきましては、当初2億1,000万円あったものにつきまして1億1,000万円ということで、1億円近く事業費が減ってきております。一方で国費等につきましては、先ほど交付金というようなこともございまして、当初1億700万円の交付金を見込んでいたものが、5,700万円に減額になったということもございまして。起債につきましても、1億700万円余の起債を見込んでいたものが、それに連動して5,700万円に減額になったということもございまして。なお、一部これにつきましては、繰り越しをしているというものでございまして。

○森川雄三委員 だから予定した事業が、1億円で足りたというのと違うの。その見方としてね。この見方と

して、これだけ見るといわゆるお返ししちゃうんだから。

○**財政課長** 細かいとこまでは、大変説明できなくて恐縮なんですけど、25年度に予定をしておりました用地買収が、地権者対応によりましてなかなか難しくなったということ。

○**森川雄三委員** わかった。そういう説明ならわかりました。

○**財政課長** それを26年度でやろうということにしたということです。

○**森川雄三委員** それ、先に言ってよ。

○**財政課長** なかなか思い出せなくて申しわけございませんでした。

○**森川雄三委員** 了解、了解。

○**委員長** それじゃ、ほかに。

○**中原輝明委員** 今の話は、それは笑って過ぎるのはいいと思うけどさ、それだけの減にするってことは、皆様の考え方というか、人を信用して交渉の中でどっか手落ちがありゃしない。だでね、これはどこにもそういうことはあると思うけども、あまりにも数字が大きいもんで多分言ったと思うだよね。今の理屈で言やあ、すぐわかったっていうが、5,000万円ってものは、1口や2口じゃないだよ。交渉の過程である程度できるものを、8割5分か9割に近いものを一応予算化したと思うが、それに向かって一生懸命で努力した。努力はしてなんで、まあそんなら、あれじゃないか、こうしちゃいけないで次に行っておく。そうじゃなくて、やった、計画したものにはとことんまでやってみて、いけないという姿が見えなきゃ、俺たちは納得できないってことだよ。議会人ってというのは。そのくらい思ってるわけだよ、一生懸命。簡単に5,000万円と言うがさ、ちょっと大変だよね。だで、これから事業をやるときには、やっぱりさ、しっかりとびしゃっと、その計画に沿ってできないじゃいけないわ。できるもんで組んだと思うだ、それらの金は。そんな金があったら小曾部に持って来てくれよ、一番で使えるわ。そういうね、ことを言うと大ごとになっちゃっていけないが、基本は俺はそうだと思う。説明はらないわ。思いだけで。

○**委員長** ほかにございますか。続けてどうぞ。

○**中原輝明委員** 26ページの立木売却の百八十何万円というのはどこへ売ったの、これ。1カ所。

○**財政課長** これは中信木材センターに売ったものの手数料等を除いたものでございます。

○**中原輝明委員** に売ったわけか。どこを伐採しただい、あれ。

○**委員長** どこの市有林を売ったかって。

○**財政課長** 市有林はですね、片丘地区の市有林、カラマツが主でございます。3,200本ほどを販売をしたものでございます。

○**中原輝明委員** わかりました。続いてもう1点。

○**委員長** 続けてどうぞ。

○**中原輝明委員** 32ページの先ほど百瀬部長から話があったがさ、耐震の関係で、こういうものはどんどんふえてくるの。当初は、この庁舎全体をどういう方向でやるかってそって総事業費が出たわけだ。そのときには、しっかりとやらんで、これからこういうものはどんどん出てくるの。小出しにすりゃ、数字は大きくなってもいってというような考えでいるの。いいかい、当初十億幾らだが決めたものは、そんな中で全部精密に調査したり、内容を見たりして報告もしたわけだが、そういうんだって見た人にも金払ってあるでしょう。その分はどれ

まで任してあるの、設計した人には。だで俺の言いたいのは、あまりにも金は人の金だもんで自由に使えるがさ、これは気をつけなきゃいけないと。まだ出てくりゃしない、出ないってはっきり言い切れる。

○安全・施設整備担当部長 確かに当初全体事業費をお示しして、全体概要設計を議会にお諮りして、お認めいただいて、事業予算をつけてスタートしております。おっしゃられるとおりでと思います。先ほど来26年度予算でも追加をお願いしておりますけれども、あくまでも今回出て来たものにつきましては、当初想定しておりません。疑わしきものではありませんけれども、全体事業費の中では当初予定をしておりませんものを26年度にお願いしておりますし、今回お願いしました2,160万円というのは、ちょうど市民ホール天井部分にアスベスト材を含む材料があるということで、その撤去が必要になったということに絡めて、その復旧をするのに県産材を利用してやってほしいという、そういう要望等があったり、また市民ホールを当初の段階でも一部改良してほしいというような議会側からも御意見等があったりしたのも踏まえながら、今回こういう国の補助金をいただけるということになれば、今回一緒にやったほうがいいのではないかという判断で、追加をお願いしたものでございまして、安易に今後ともそういうものが随時出てきたら、すぐ補正というような形をしてくつもりはございませんので、何とぞその辺のところは、御理解いただきたいというように思います。今後十分注意をして進めてまいりたいと思っております。

○中原輝明委員 今の説明、よくわかったけどさ、今後もああいうの出てこないなんて言い切れない可能性はあるってことを残しておいたほうがよかない。あるぞ、多分。そうやっておいておかなきゃまずいぞ。そのときはお願いしますって言っとくと。

○安全・施設整備担当部長 できる限り調整をする中で、追加のないようにしていきたいと思っておりますけれども、もしやむを得ない場合につきましては、また御相談申し上げたいと思っておりますので、その節はよろしくお願ひします。

○中原輝明委員 わかりました。

○委員長 これはあれですか。この関連で、国なり県から県産材を使うというようなことでの補助金が出るってということで、実際の市の出し分っていうのは、どのくらいに。これが市の出し分の部分です。

○安全・施設整備担当部長 国のほうから来るお金は、この事業費の2分の1を想定しております。あと残りの分については合併特例債なりを使ったり、または一般単独費という形になります。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 ここの項目の中には、どこで聞いたらいいかわからないもんですから、ちょっとお聞きをしたいんですけども。工事の執行についてですね、ちょっとお聞きしたいんですけど、ことし2月現在でですね、未発注の工事ってあるんでしょうか。

○契約担当課長 まだ、未発注自体につきましては、完全には把握をしておりませんが、あす、または3月13日ですか、まだ入札はございます。

○副委員長 実は、私昨年9月の決算の議会のときだったと思ったんですが、発注方法についてですね、やっぱり研究するべきじゃないかと。各区長さんからもなんか調査に来たはいいんですけども、発注が非常に遅くなるというようなことの中でですね、御意見をお話ししましたら、入札制度のゾーンですか、限度額の部分を少し見直すようなニュアンスのことを言われたと思うんですけども、やっぱりそういうことを早くやっていかない

と、今回のようなことになるわけですね。今回雪が降ったからっていうことは理由にならないと思います。というのは発注ですから、工事が遅れるのはやむを得ないと思うんですが、発注はもうちょっと早くできるような気がするんですよね。そうすると今から発注していったでは、多分繰越明許の中に入っちゃうわけですね。それだで、そこら辺をその後ですね、どんな検討がされて、今、どんな程度進んでいるのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○**契約担当課長** 現在、発注につきましては、新年度当初より早期での発注ということをご心掛けていただきたいということで、各課におきましてお願いをしているところでございます。また、発注方法につきましては、現在、一般競争入札、また簡易型一般競争入札と指名競争入札というような形で、金額を分けながら発注をしているところでございますが、できるだけ、そのシステムにあった形での書類の申請等お願いするというので、各担当にはお願いしております。ただ、緊急で早期発注しなければならないという場合にしましては、災害復旧等につきましては、指名競争入札というような形の中で対応してきた例もございます。あわせて、今後早期発注ということも含めながら、指名競争入札枠につきましては、検討していきたいということで今、枠等につきまして検討を始めている段階でございます。以上です。

○**副委員長** やはりですね、そういうのをうまく活用していかないと、やっぱりこういうふうになって年度の末になっても、まだ発注が終わらないというようなことになると思います。それで、私はですね、あのとき総務部長さん御答弁いただいたと思うんですが、あのときはできるだけ早く、何か進むような感じだったんですが、今、課長さんのお話ではですね、まだまだそんな段階ではないようなニュアンスだったんですが、そこら辺はどういうふうにご考えておられますか。

○**総務部長** 早期発注についてはですね、全庁的にお願いをしているところでありまして、順次早目に準備を進めるってことをやっていますけれども、それとあわせて、国の補正に伴って前倒しで対応して、そうしますと若干なりとも早目に手がつくような形になっておりまして、そういった形も取り入れながら進めてはいるんですが、一方でですね、そのことによって工事がふえてしまっていて、現実的に職員の手が回らないっていう現象もですね、一方では起こってしまっているということでもあります。裏腹な面もありますけれども、発注に当たっては職員だけで対応できなければですね、アウトソーシングするとか、何らかの方法も考えながら早期に発注をして、この時期になってもまだ未発注があるよというような状況は、基本的には避けなければならないことですので、そうしたことで検討をさせていただきたいというように思います。

○**副委員長** わかりました。そういうことですね、もう少し制度の部分を含めて、抜本的に考えるというようなこともありましたので、そういうような目線も含めてですね、できるだけ早く検討していただいて、新年度にはそういう制度も新しいあれでできるなら、そんなところからスタートしてもらえればありがたいなと、こんなふうに思います。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。

○**議長** 全体的にちょっと質問しますが、例のはっきり言って職員ですね、削減のことについては、削減したことによって職員の要するに指数ってのがね、ラスパイレス指数ってのは下がっているんですか。基準よりか上がっているんですか。それをちょっと聞きたいと思います。

○**人事課長** 今の御質問ですけど、ラスパイレス指数というのは、人数には特に関係ございませんので、それに

よっての変化はございません。

○議長 というのは、それにやらなかったときにおいてはですね、国は補助金を精算するっていうようなのがですね、ちょっと報道にあるんですが、塩尻市の場合は、どうなんですか、その面では。

○財政課長 職員削減による交付税の見込額ということを申し上げますと、去年もそのような措置がございまして、削減影響額が需要額で1億5,000万円ほどありましたけれども、そのかわり削減努力、例えば5年間で削減した努力というものも数値で拾われるようになりましたし、元気づくり推進費というようなこともありまして、塩尻市としては8,300万円ほどの影響額があったんじゃないかというふうには、ことしの交付税ではそういうような試算をしております。来年度の、26年度の地方財政計画につきましても、職員の削減努力に向けた取り扱い、考え方みたいなものを今年度に継続して採用するようなことを言われておりますし、新しい臨時交付金につきましても、ラスの高いところにつきましては、10%削減というようなことを新聞紙上でも言われておりますけれども、具体的な算定方法等につきましては、まだ示されてはおりませんので、そういった点はこれから注視をしていきたいというふうに思っております。

○議長 はっきり言って俺は、結論から言うとね、要は100をまだ割ってないっていう形で、要するに国の言う公務員を削減したから職員もというような形のもので、今回10%削減したと思うんですね、具体的にね、役職だけ。それをもしやったことによったんだけど、国の判断としてはそれをやってないと見られた場合に、交付金の支給を制限するというような報道があったもんだから、だからその辺を心配してるわけなんです、俺は。だから、せっかく部長級たち、課長たちは給料を下げたにもかかわらず、全然その効果がないようであれば、それじゃやらないほうがましだわ、はっきり言やあね。だから、その辺が一つの、この塩尻のやり方がどう見られているかっていうことを聞いているし、しかもそこで、これから予算、来年度になったときに、そういう制裁が来るようだったらね、そういうことをちょっと考えていかきゃいけないなと思ったもんで、今、質問したわけですが。

○総務部長 国の要請に従ってですね、給料を引き下げなかった場合にペナルティがあるよというお話だと思いますが、管理職は、管理職手当を引き下げましたけれども、これが果たして国がいわゆるペナルティとする対象となるのかならないのかについてはですね、まだはっきりしておりませんし、ただ国では給与の引き下げをやらなかったところっていうことになればですね、それは本市でやりましたのは手当ですから、多分該当はしないっていうことになるかもしれません。それとですね、交付金に対しては、全体としては4割くらいが充当されるだろうけども、国の言うとおりにやらなかったところは3割程度に減りますよと、こういうことなんですけれども、これもまだ決算方法等がですね、具体的には出ておりませんので、ちょっとその影響等についてはですね、まだ何とも言えない部分がありますので、御承知おきいただきたいと思います。

○議長 そのくらいにしておきます。

○委員長 ほかにございますか。

○財政課長 先ほど地域の元気臨時交付金の充当事業の一覧の資料がございまして、配らせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 お配りください。課長、説明をお願いします。

○財政課長 先ほども少し説明をさせていただきましたが、元気臨時交付金の合計額、真ん中の黒い太字になっ

ております。総額で1億7,464万6,000円というようなことでございます。財源一覧のところをごらんいただきますと、一般財源191万3,000円になっておりますが、当初、これ充当前につきましては、ここが先ほど申し上げましたように9,875万9,000円というもくろみでございました。したがって、ここが9,600万円余の減額となっているというものでございます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 いいですか。ほかにごございますか。

なければ質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第52号平成25年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中の歳入全般と当委員会に付託されました部分について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第52号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 それでは続いて、議案第53号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第53号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、1ページからお願いをいたします。中ほど第1条にありますよう、歳入歳出予算それぞれ9,813万1,000円を追加していただきますよう、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、11、12ページまでお進みをください。歳出補正予算、左の11ページ、2款保険給付費の最初の1目一般被保険者療養給付費以下、一般被保険者にかかります給付費の補正は、歳入の国庫支出金等の補正に伴いまして財源内訳の補正となります。

2目の退職被保険者等療養給付費からページをめくっていただき14ページをお願いします。右の14ページ、最初の白丸、退職被保険者等高額医療・高額介護合算療養費まで、退職被保険者にかかわる給付費の補正として、総額9,490万円余の増額補正をお願いするものでございます。この補正は、退職被保険者の加入者数は本年1月1日現在1,459人で、前年度同期から192人減少しておりますが、給付費にありましては、本年度の支払いを終えた状況におきまして、25年3月から12月分診療分の10カ月分の支払いを終えた段階で、前年比13.8%増と大きく伸びております。この要因を申し上げますと、外来医療費は前年度を下回るもの、これは加入者数が減っておりますので下回っておりますけれども、入院医療費が大きく増加しております。入院件数は前年並みではありますが、入院日数が大幅に増加していることから、重症化している患者さんが多くいるものと見ております。

次の同じページ、上から2段目の白丸、葬祭費の補正は、1件当たり5万円を支給しておりますが、加入者の高齢化が高まる中で支給件数が増加し、現在予算不足の状況にありますので、当初予算計上の90件から15件分を追加いただき、75万円の増額補正をお願いするものでございます。

次の白丸の後期高齢者支援金から次のページをお願いします。16ページ、上から3段目の介護納付金まで拠

出金等の確定に伴いまして、それぞれの科目において減額補正をお願いするものでございます。

次の11款予備費の補正は、歳入補正額と歳出補正額との差額分を予備費において調整してるものでございます。

一番下の黒ポツ、財政調整基金利子積立金は、昨年、25年9月補正によりまして、1億円の基金の積み立てを行っておりますので、実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入につきまして、ページ戻していただきまして7、8ページをお願いします。歳入補正8ページ、まず中ほど下の上から4段目の前期高齢者交付金の補正から御説明申し上げます。この交付金は、一般被保険者の65から74歳までの前期高齢者の医療給付費に対する財政調整制度となりますが、交付金の確定に伴い増額補正をお願いするものでございます。この交付金が、増額することによりまして、その下の6款県支出金の普通調整交付金や上から2段目、3款の国の普通調整交付金、さらに一番上の黒ポツ、国の療養給付費負担金まで、前期高齢者交付金の増額と合わせまして、後ほど説明申し上げます、次のページの保険税軽減相当分の保険基金安定繰入金が増えることによりまして、これらの負担金及び調整交付金が減額となりますので、それぞれ所要の補正をお願いするものでございます。

同じページ、中ほど3段目の4款退職被保険者等療養給付費交付金の補正は、歳出の給付費の補正額の全額と後期高齢者支援金にかかわる退職被保険者分の増額に伴いまして、10分の10の交付率により増額補正をお願いするものです。

次のページをお願いします。10ページ、最初の黒ポツの2つ目の黒ポツは、一般会計繰入金として低所得者世帯に対する保険税軽減にかかわる繰入金となりますが、軽減相当額の確定に伴いまして、増額補正をお願いするものとなります。なお、今回の補正では、保険税収入にかかわる補正を行っておりませんが、先ほどの26年度国保特別会計予算の中で申し上げましたよう、本年度分の保険税から税率を引き上げる際に見込みました保険税収入と、この繰越金の軽減相当額を合わせました総額1億3,500万円の増収見込みにつきまして、現在のところ計画どおり確保できるものと見込んでおります。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なし。質疑を打ち切り、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第53号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第53号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案については、全て終わりました。

閉会中の継続審査申し出

○総務部長 閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。当総務環境委員会が所管いたします総務部、協

働企画部、また市民環境事業部、それぞれに重要事業を抱えておりますし、閉会中におきましても、協議会等をお願いする機会があろうかと思いますが、その節はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 今の部分についてよろしいですかね。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、議長に報告いたします。

それでは、終わりにですね、委員会報告につきましては、委員長に御一任願ひたいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認めます。

それでは、最後に理事者より挨拶があれば、お願ひいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして、大変御熱心に御審議をいただきました。御提案を申しあげました全ての案件について、原案どおり認めるものと御結論をいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、3月定例会、総務環境委員会を終了いたします。御苦労さまでございました。

午後2時39分 閉会

平成26年3月12日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印